

規則集

- 01 京都薬科大学学則
- 02 京都薬科大学履修規程
- 03 京都薬科大学における単位互換の実施に関する規程
- 04 京都薬科大学大学院学則
- 05 京都薬科大学大学院履修規程
- 06 京都薬科大学学位規程
- 07 京都薬科大学奨学金規則
- 08 京都薬科大学奨学金規則施行細則
- 09 京都薬科大学法令等に係る授業料等減免規則
- 10 京都薬科大学授業料減免及び徴収猶予規則
- 11 京都薬科大学海外短期留学奨学金規則
- 12 学校法人京都薬科大学個人情報保護規程
- 13 京都薬科大学学生自治会会則

01 京都薬科大学学則

第1章 総 則

第1条 本学は、教育基本法（昭和18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めに従い、薬学を基盤とした学術的探究心と実践意欲を伴う思考力及び行動力、さらには多様性に対応できる人間性を兼ね備した薬剤師の素養を身につける教育研究をとおり、医療、福祉及び社会の発展に貢献しう

る有用な人材を養成することを目的とする。

第2条 本学は、その教育研究水準の向上及び活性化を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に規定する自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 本学は、第1項に規定する自己点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行う。

第2条の2 本学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2の規定に基づき、本学における教育研究活動等の状況及び教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識並びに能力に関する情報について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第3条 本学に薬学部及び大学院を置く。

2 薬学部は薬学科を置く。薬学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

入学定員 収容定員

薬学科 360名 2,160名

3 大学院の学則は、別に定める。

第4条 本学の修業年限は、6年とする。

第5条 本学に6年以上在学し、所定の単位を修得した者に学士（薬学）の学位を授与する。

第6条 学士の学位を授与された者は、学位簿に登録する。

第2章 職員及び教授会

第7条 本学に学長を置く。

2 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表する。

第8条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。

2 学長は、必要に応じて副学長を置くことができる。

3 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

5 職員に関し必要な事項は、別に定める。

第9条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第9条の2 教学に関する大学運営方針を協議及び調整するため、本学に幹事会を置く。

2 幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関すること。

(2) 学士の学位授与に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本学の教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる本学の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第3章 学年、学期及び休業

第11条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期及び後期の授業日数を調整するため、前期の終期及び後期の始期を変更することがある。

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 創立記念日 4月27日

(5) 春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 前項第5号の休業日は、毎年度、学長が定める。

3 前2項の規定にかかわらず、必要に応じて休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を含め、又は休業日に授業を課することがある。

第4章 入学、転学、休学、退学、復学及び再入学

第14条 本学に入学できる者は、次の各号のい

ずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

第16条 入学志願者は、指定期日までに、所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 入学志願期日、選抜試験の方法及び期日は、その都度定める。

第17条 入学の許可は、高等学校卒業の程度につき選抜試験を行い、その結果により、これを決定する。

第18条 入学者又は転入学者は、所定の方式により、宣誓を行い保証人連署の誓約書を提出しなければならない。

2 所定の宣誓をなさず、又は誓約書を差出さない者は、入学の許可を取消す。

第19条 他の大学から本学に、又は本学から他の大学に、転学を希望する者は、所定の手続きをとらなければならない。

第20条 本学への転入学は、欠員のある場合に限り、学長が授業科目の履修及び在学年数を決定し、これを許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の入学年次及び在学期間の通算等の取扱いは、学長が決定する。

第21条 学生の在学期間は、11年を超えるこ

とができない。

2 第1年次から第2年次までの在学期間は、4年を超えることはできない。

3 第3年次から第4年次までの在学期間は、4年を超えることはできない。

4 転入学者は、最短修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

第22条 病気その他の事由により3月以上修学を中止しようとする者は、保証人連署の休学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、修学が不適当と認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

2 前項の休学期間は、2年度にまたがることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、次年度に限り引き続き休学することができる。

3 休学は、通算4年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

第22条の2 学生が復学しようとするときは、保証人連署の復学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 休学者の復学は、学期の始めよりとする。

第23条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の退学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第24条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、退学させる。

(1) 学費の納付金を滞納し、督促を受けても所定の期日までに納付しない場合

(2) 第21条に規定する在学期間を超えた場合

(3) 休学者で休学期間満了までに復学を願い出ない場合

(4) 休学期間が通算して4年を超えた場合

2 学生が死亡した場合は、退学したものととして処理する。

第25条 第23条の規定により退学の許可を受けた者が、保証人連署をもって再入学を願い出たときは、学長は、これを許可することがある。

2 再入学は、退学前に在学した学年以下とし、その修学の時期は、学年の始めとする。

3 再入学を許可された者が退学まで在学していた期間は、再入学後の在学期間に算入する。

第5章 授業科目及び単位の計算方法

第26条 授業科目は、薬学教養、人と文化、外国語、体育、専門基礎及び薬学専門教育に分け、これを6学年に配分して教授する。

第27条 授業科目及び単位数は、別表1のとおり

りとする。ただし、学長が必要と認めたときは、その一部を変更することがある。

第28条 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合薬学研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

第29条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

第30条 授業は、講義、実習、演習及び実技によって行うほか、随時特別授業及び見学を行うことがある。

第30条の2 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施する。

第6章 履修方法及び授業科目修了認定

第31条 授業科目の履修は、必修科目及び選択科目に分けて行う。

2 前項のほか、卒業の認定に加えない自由科目をおくことができる。

第32条 6学年を通じて修得しなければならない最少単位数は、次のとおりとする。

科 目 群	必須科目	選択科目	合 計
薬 学 教 養	7.5	—	7.5
人 と 文 化	—	7.5	7.5
外 国 語	15.0	6.0	21.0
体 育	2.5	—	2.5
専 門 基 礎	12.5	—	12.5
薬 学 専 門 教 育	130.5	9.5	140.0
合 計	168.0	23.0	191.0

第33条 学生は、所定の期間内に選択履修する授業科目を選定し、登録しなければならない。

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第28条第1項第2号及び同条第2項の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第35条 試験の成績は、100点を満点とし、90点以上を秀、89点から80点を優、79点から70点を良、69点から60点を可、59点以下を不可とする。この場合において、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

第36条 第32条から前条までに規定するもののほか、履修の方法に関し必要な事項は、別に定める。

第37条 復学、再入学又は転入学を許可された者の復学前、再入学前又は転入学前に履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することについては、学長が決定する。

2 他の大学又は短期大学を卒業若しくは退学し、本学の1年次に入学した者の既修得単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）は、合計30単位を超えない範囲において、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。この場合において、認定した単位数と関連させた就業年限の短縮は行わない。

第38条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、短期大学又は海外の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 単位互換の実施に関し必要な事項、別に定める。

第39条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第40条 本学に6年以上在学し、第32条に定める単位を修得した者を卒業と認定し、学士（薬学）の学位を授与する。

2 前項の規定に該当する者には、卒業証書・学位記を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学検定料及び学費

第41条 入学検定料及び学費の納付金は、別表2のとおりとする。

2 入学検定料は出願前に、入学金は入学手続

時に納付しなければならない。

- 3 授業料は、前期・後期の2期に分けて次の納入期限までにそれぞれ納付しなければならない。ただし、全納する場合は前期納入期限までに納付すること。

前期 4月30日

後期 10月31日

- 4 新入生については、前期分を入学手続時に納付しなければならない。

- 5 卒業研究・演習費については、所定の納入期限までに納付しなければならない。

第42条 授業料及び卒業研究・演習費等の納付を怠り、督促を受けても所定の期日までに納入しない者は、受講及び受験並びに証明書の発行を停止される。

第43条 休学期間中の授業料は免除することとし、授業料に代えて別表2に定める在籍料を納めなければならない。この場合における在籍料及び授業料の納付に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 当該学期の途中で退学する場合も、その学期の授業料を納めなければならない。

第8章 科目等履修生、外国人留学生及び研修員

第44条 第14条に規定する入学資格を有する者で、本学の授業科目の一部について履修を願い出る者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

第45条 第14条に規定する入学資格を有する外国人で、本学に入学を願い出る者があるときは、本邦所在の外国公館の証明がある者に限り、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生は、この学則を適用するものとし、一般学生とともに授業を受けるものとする。

- 3 外国人留学生は、定員外とする。

第46条 本学において指導教員の指導のもとに特定の事項について研修を希望する者があるときは、研修員として入学を許可することがある。

第47条 科目等履修生及び研修員に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 公開講座、講習会

第48条 本学は、随時公開講座を設けることがある。

第49条 薬剤師の人格向上、学術技能の水準を高めるため講習会等を設けることがある。

第50条 公開講座、講習会の様式、方法等は、

その都度定める。

第10章 賞 罰

第51条 人物及び学業ともに優秀な者又は奇特定の行為のあった者は、これを表彰する。

第52条 この学則及び本学の諸規則等に違反し、学生の義務を怠り本分にもとる不適切な行為を行ったと認められた者は、学生懲戒委員会の審査を経て懲戒する。

- 2 学生の懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期の期間、登校を禁止し、謹慎させること。
- (3) 退学 学生としての身分を喪失させること。

- 3 退学は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席常でない者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

- 4 懲戒処分の内容は、原則として大学内に公表する。

- 5 学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第53条 停学3月以上の懲戒処分は、その期間を在学期間に算入しない。

第11章 奨学金制度

第54条 学術研究の奨励又は経済的事由により学資の支弁が困難な者に対する支援を行うため、本学に給付又は貸与による奨学金制度を設ける。

- 2 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 学生に関する事項

第55条 学生は入学の際、署名宣誓を行い、本学教育方針に従い諸規則を守る義務がある。

第56条 学生は入学の際、確実な保証人を定め届出なければならない。保証人は、成年の者で一家をなし学生の一身に関し確実に保証の責任を負う者でなければならない。

第57条 学生は入学の際、必ず学生証の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

- 2 学生証を携帯しなければ受講及び受験並びに図書館の入場を拒否されることがある。

第58条 学生は、定期に健康診断を受けなければならない。

第 59 条 学生が他校の入学試験を受けようとする場合は、必ず学長の許可を受けなければならない。

第 13 章 附属施設

第 60 条 本学は、薬学の教育研究に必要な施設として、次の附属施設を置く。

図書館

薬用植物園

放射性同位元素研究センター

バイオサイエンス研究センター

創薬科学フロンティア研究センター

教育研究総合センター

共同利用機器センター

2 前項に規定する附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

第 61 条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本学則は、1949 年 4 月 1 日から施行する。
(中略)

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2003 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2003 年度第 2 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－2」とする。
- 3 2003 年度第 3 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－3」とする。
- 4 2003 年度第 4 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－4」とする。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2003 年 4 月 17 日から施行し、2003 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 8 条については 2003 年 5 月 1 日から適用する。
- 2 2002 年度以前の入学生について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2004 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2004 年度第 2 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－2」とする。
- 3 2004 年度第 3 年次生に対する第 27 条の適

用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－3」とする。

- 4 2004 年度第 4 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－4」とする。
- 5 2003 年度以前の入学生について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2005 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2005 年度第 2 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－2」とする。
- 3 2005 年度第 3 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－3」とする。
- 4 2005 年度第 4 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－4」とする。
- 5 2003 年度以前の入学生について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2006 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2006 年度第 2 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－2」とする。
- 3 2006 年度第 3 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－3」とする。
- 4 2006 年度第 4 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－4」とする。
- 5 2005 年度以前の入学生について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2007 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2007 年度第 3・4 年次生に対する第 27 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－2」とする。
- 3 2005 年度以前の入学生について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2008 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2008 年度第 4 年次生に対する第 27 条の適

用については、同条中「別表第1」を「別表第1-2」とする。

- 3 2005年度以前の入学生について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2008年4月17日から施行し、2008年4月1日から適用する。
- 2 2009年度以降の入学生の授業料は、2009年4月1日から適用する。
- 3 2009年度以降の入学生の総合薬学研究費、総合薬学演習費及び薬学演習費は、2009年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2009年4月1日から施行する。
- 2 2005年度以前の入学生について、なお従前の例による。

附 則

この学則（一部改正）は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2011年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2012年4月1日から施行する。
- 2 2011年度以前の入学生について、なお従前の例による。

附 則

この学則（一部改正）は、2013年9月19日

から施行し、2013年9月1日から適用する。

附 則

この学則（一部改正）は、2014年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2015年4月1日から施行する。
- 2 2014年度以前の入学生の授業科目及び単位数については、改正後の別表1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則（一部改正）は、2015年9月18日から施行し、2015年7月1日から適用する。

附 則

この学則（一部改正）は、2016年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2017年4月1日から施行する。
- 2 2016年度以前の入学生の修得最少単位数及び必修科目については、改正後の第32条及び別表1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則（一部改正）は、2018年11月22日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2019年9月19日から施行する。

別表 1

【必修科目】

科目群	授業科目	単位数
薬学教養	医療の担い手としてのこころ構えA	1.5
	医療の担い手としてのこころ構えB	1.5
	医療の担い手としてのこころ構えC	1.5
	早期体験学習	1.5
	基礎演習	1.5
外国語	英語 1 A	1.5
	英語 1 B	1.5
	英語 2 A	1.5
	薬学英語 1 A	1.5
	薬学英語 1 B	1.5
	薬学英語 2	1.5
	薬学英語 3 A	1.5
	薬学英語 3 B	1.5
	薬学英語 4 A	1.5
	薬学英語 4 B	1.5
体育	体育実技	1
	健康科学	1.5
専門基礎	情報科学	1.5
	基礎物理学 A	1.5
	基礎物理学 B	1.5
	基礎科学	1.5
	生命科学	1.5
	基礎数学 A	1.5
	基礎数学 B	1.5
	薬学統計解析学	1.5
	基礎科学実習	0.5
	有機化学 A	1.5
薬学専門教育	有機化学 B	1.5
	有機化学 C	1.5
	有機化学 D	1.5
	薬品合成化学 A	1.5
	薬品合成化学 B	1.5
	医薬品化学 A	1.5
	医薬品化学 B	1.5
	天然医薬品学 A	1.5
	天然医薬品学 B	1.5
	漢方医療薬学	1.5
	医薬開発論	1.5
	物理化学 A	1.5
	物理化学 B	1.5
	放射薬学	1.5
	分析化学	1.5
	生体分析化学	1.5
	機器分析学 A	1.5
	機器分析学 B	1.5
	解剖学	1.5
	生理学 A	1.5
	生理学 B	1.5
	生化学 A	1.5
	生化学 B	1.5

科目群	授業科目	単位数
薬学専門教育	細胞生物学	1.5
	免疫学	1.5
	感染症学	1.5
	感染症治療学	1.5
	腫瘍細胞生物学	1.5
	栄養化学	1.5
	公衆衛生学 A	1.5
	公衆衛生学 B	1.5
	薬理学 A	1.5
	薬理学 B	1.5
	薬理学 C	1.5
	病態薬物治療学 A	1.5
	病態薬物治療学 B	1.5
	病態薬物治療学 C	1.5
	病態診断学 A	1.5
	病態診断学 B	1.5
	がん化学療法学	1.5
	薬物動態学	1.5
	テーラーメイド薬物治療学	1.5
	薬剤学 A	1.5
	薬剤学 B	1.5
	臨床統計開発論	1.5
	臨床情報学	1.5
	調剤学	1.5
	地域医療学 A	1.5
	地域医療学 B	1.5
	医療薬学 A	1.5
	医療薬学 B	1.5
	薬事関連法規	1.5
	日本薬局方	1.5
	分析化学実習	0.5
	解剖学・生理学実習	0.5
	生化学実習	1
	微生物学・免疫学実習	1
	物理化学実習	0.5
	機器分析学実習	0.5
	有機化学実習	1
	天然医薬品学実習	0.5
	栄養化学実習	0.5
	公衆衛生学実習	0.5
	薬理学実習	1
	薬剤学実習	0.5
	薬物動態学実習	0.5
	分子・生体モデリングと情報処理	0.5
	薬学総合演習	3.5
	アドバンスト薬学	10
	実務事前実習	4
	実務実習	20
	総合薬学研究 A	3

別表 1

【選択科目】

科目群	授業科目	単位数
人と文化	哲学倫理学	1.5
	人間学	1.5
	コミュニケーション論	1.5
	文化論 A	1.5
	文化論 B	1.5
	日本文学	1.5
	外国文学 A	1.5
	外国文学 B	1.5
	心理学	1.5
	医療心理学	1.5
	法学 A	1.5
	法学 B	1.5
	京都学	1.5
	歴史 A	1.5
	歴史 B	1.5
	科学史	1
	環境学	1.5
	経済学	1.5
	医療経済学	1.5
	医療と社会	1.5
	医療社会学	1.5
	現代社会	1.5
	国際問題	1.5
	スポーツ療法	1.5
	特別講義	2
外国語	英語 2 B	1.5
	英語 2 C	1.5
	英語 2 D	1.5
	英語 2 E	1.5
	ドイツ語と文化 A	1.5
	ドイツ語と文化 B	1.5
	ドイツ語 2 A	1.5
	ドイツ語 2 B	1.5
	フランス語と文化 A	1.5
	フランス語と文化 B	1.5
	フランス語 2 A	1.5
	フランス語 2 B	1.5
	中国語と文化 A	1.5
	中国語と文化 B	1.5
	中国語 2 A	1.5
	中国語 2 B	1.5
	語学検定	3

科目群	授業科目	単位数
薬学専門教育	生命科学探究概論	1
	先端臨床薬学概論	1
	PK-PD 解析概論	1
	DDS 概論	1
	分子薬品化学概論	1
	分子病態学概論 A	1
	分子病態学概論 B	1
	医薬品レギュラトリーサイエンス概論	1
	実践医薬開発概論	1
	地域医療連携概論	1
	臨床腫瘍学概論	1
	緩和医療概論	1
	栄養管理概論	1
	感染制御概論	1
	精神医学概論	1
	総合薬学研究 B<探求薬学コース> *1	6.5
	総合薬学研究 B<実践薬学コース> *1	6.5
	薬学演習 *2	1

*1 薬学演習とあわせて履修する者の単位は 5.5 単位となる。

*2 薬学演習を選択できる者は、指名した者に限る。

【自由科目：卒業所要単位には算入しない】

科目群	授業科目	単位数
外国語	海外語学研修	3
薬学専門教育	薬学基礎演習 *3	2
	薬学総合演習（補） *3	3
	実務事前実習（補） *3	4

*3 の科目を選択できる者は、指名した者に限る

別表2 入学検定料及び学費納付金一覧

費 用 等	金 額	備 考
入 学 検 定 料	35,000 円	推薦入学試験、一般入学試験B方式
	19,000 円	一般入学試験A方式及びC方式
入 学 金	400,000 円	2013 年度以降の入学生
授 業 料	1,700,000 円	2006 年度から 2008 年度までの入学生
	1,800,000 円	2009 年度以降の入学生
在 籍 料	月額 30,000 円	休学期間中の学生
総 合 薬 学 研 究 費	40,000 円	2006 年度から 2008 年度までの入学生 総合薬学研究 A・B・C・D の実習費
	95,000 円	2009 年度から 2011 年度までの入学生 総合薬学研究 A・B・C・D の実習費
総 合 薬 学 演 習 費	10,000 円	2006 年度から 2008 年度までの入学生 総合薬学演習 A・B・C・D の演習費
	75,000 円	2009 年度から 2011 年度までの入学生 総合薬学演習 A・B・C・D の演習費
薬 学 演 習 費	20,000 円	2009 年度から 2011 年度までの入学生 薬学演習の選択は、指名した受講者のみ
卒業研究・演習費	95,000 円	2012 年度以降の入学生 研究室等へ配属後に徴収

02 京都薬科大学履修規程 (2012 年度以降入学生適用)

(課程の履修)

第1条 この規程は、京都薬科大学学則（以下「学則」という）第36条の規定に基づき、授業科目の履修に関する詳細を定める。

(授業科目と単位数)

第2条 学則別表1に示す各授業科目の配当年次は、別表1-1から別表1-8に示すとおりとする。

2 授業科目は、原則として配当されている学年次において履修しなければならない。

3 学則第32条に規定する卒業に必要な最少単位数の詳細は、別表2-1から別表2-4に示すとおりとする。

4 各学年において履修する授業科目の種類、時間及び担当教員は学期の始めに公表する。ただし、特別授業は、その都度これを定める。

(授業出席の義務)

第3条 履修を許可された授業には、出席しなければならない。

2 正当な理由なく授業を欠席した者は、当該科目を不合格とすることがある。

3 病気その他やむを得ない理由で授業を欠席した者は、速やかに科目担当教員に所定の欠席届を提出しなければならない。

(選択科目の履修)

第4条 履修する選択科目は、所定の期間内に登録しなければならない。なお、履修登録後の選択科目の追加や変更は原則として認めない。

2 履修登録をしていない選択科目については、受講及び受験できない。

3 再試験受験願を提出していない選択科目は、放棄したものとみなす。

第5条 授業科目によって学修人員を制限する必要があるときは、適当な方法により許容人員を定めることがある。

(総合薬学研究等)

第6条 第3年次から第6年次における総合薬学研究、薬学演習の履修方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3年次の所定の期間内に、総合薬学研究を履修する分野等（以下「分野」という。）を選択しなければならない。
- (2) 第5年次からの総合薬学研究は、探求薬学コースと実践薬学コースとし、コース選択にあたっては、第4年次の所定の期間内に履修するコースを選択しなければ

ならない。

(3) 前号に規定するコースの内容については、別にこれを定める。

(4) 第1号及び第2号の規定により決定した分野及びコースの変更は、原則として認めない。

(5) 薬学演習を履修できる者は、指名された者に限る。指名された者は、総合薬学研究Bとあわせてこれを履修する。

(6) 2006年度から2011年度までの入学者のうち、総合薬学研究A、総合薬学演習A、総合薬学研究C又は総合薬学演習C（以下この号において「総合薬学科目」という。）を配当年次において未修得のまま進級した者は、第2条第2項の規定にかかわらず、進級した年次において未修得の総合薬学科目を再度履修しなければならない。この場合における授業方法等については、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して行う。

2 前項に規定する履修方法の決定は、各分野の収容定員等を考慮して行う。

(試験の種類)

第7条 試験は定期試験、臨時試験、追試験及び再試験に分ける。

(定期試験及び臨時試験)

第8条 定期試験は前期及び後期の各学期末に行う。

2 前項のほか、必要に応じ、臨時試験を行うことがある。

(追試験)

第9条 追試験は、定期試験、前年次科目再試験及び第6年次の最終に行う当該年次科目再試験を受験できなかった場合に、次の各号のいずれかに該当する者に対し、本人からの願い出により、許可を得た者について行う。

- (1) 病気により欠席した者
 - (2) 1親等及び2親等の親族並びに配偶者の死亡により欠席した者
 - ア 1親等の親族及び配偶者の場合
7日以内
 - イ 2親等の親族の場合
5日以内
- (いずれも日数は、死亡の翌日から起算する)
- (3) 1親等の親族の危篤により欠席した者
 - (4) 罹災のために欠席した者

- (5) 交通機関のストライキ及び事故で欠席した者
- (6) 就職試験、大学院入学試験、学則第 59 条により学長の許可を受けた他大学転入学試験及び他大学編入学試験を受験するために欠席した者

2 追試験を受けようとする者は、教務課へ連絡のうえ、事後速やかに所定の手続をとらなければならない。手続きの方法は、受験できなかった授業科目の試験日（病気等で継続して受験できなかったときは、その最終の日）の翌日から起算して 1 週間以内に欠席届及び追試験許可願に理由を明記し、かつ次の各号の一に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 医師の診断書（加療期間の明記されたもの）
- (2) 死亡に関する公的証明書
- (3) 危篤に関する医師の診断書又は親族の申立書
- (4) 罹災を証明する関係機関の証明書
- (5) 交通機関の証明書
- (6) 受験先の証明書又は通知書

3 定期試験の追試験は、当該年次科目再試験をもって代えるものとする。

4 定期試験の追試験の成績は、学則第 35 条の規定にかかわらず、最高点を 90 点とし、59 点以下を不合格とする。

5 追試験の再試験及び追試験は行わない。
(再試験)

第 10 条 再試験は、次の各号の科目について行う。

- (1) 当該年次不合格の講義科目およびアドバンスト薬学
- (2) 前年次未修得講義科目

2 実習、実技及び前項第 1 号以外の演習科目の再試験は行わない。

3 第 1 年次から第 3 年次においては、当該年次必修講義科目の再試験受験許可科目数は、各期 5 科目を上限とする。この場合において、受験科目の選定は受験者が行う。

4 当該年次科目再試験は前期及び後期に行う。ただし、第 4 年次及び第 6 年次において、当該年次科目追試験及び再試験の結果、不合格となった講義科目について当該年次において最終の再試験を実施する。

5 前年次未修得講義科目の再試験実施時期は、その都度決定する。

6 再試験の成績は、学則第 35 条の規定にかかわらず、最高点を 69 点とし、59 点以下を不合格とする。

7 再試験を受験する者は、所定の期日以内に再試験受験願を教務課に提出しなければならない。

8 再試験受験料は、1 科目につき 2,000 円とする。なお、再試験受験願提出期限後の受験料は、1 科目につき 3,000 円とする。

(薬学共用試験)

第 11 条 薬学共用試験は、C B T (Computer Based Testing) 及び O S C E (Objective Structured Clinical Examination) によって行う。

2 薬学共用試験は、第 4 年次に行う。

3 第 5 年次に配当された実習科目（以下「実務実習」という。）を履修するには、薬学共用試験に合格しなければならない。

4 薬学共用試験の不合格者については、再試験を行う。

5 薬学共用試験を受験できなかった場合に、第 9 条の定めるところにより追試験を行う。

(成績の評価)

第 12 条 成績の評価は、筆記試験または口述試験で行う。

2 前項のほか、成績の評価は、日常の学修状況を考慮して行うことがある。

(進 級)

第 13 条 次の学年に進級するためには、各学年次末までに次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 第 1 年次にあつては、次の条件をそれぞれ満たすこと。

ア 第 1 年次に配当された必修講義科目の未修得が 4 科目 6.0 単位以内であること。

イ 第 1 年次に配当された実習（早期体験学習を含む）、実技科目及び演習科目をすべて修得すること。

(2) 第 2 年次にあつては、次の条件をそれぞれ満たすこと。

ア 第 1 年次に配当された必修講義科目をすべて修得すること。

イ 第 2 年次に配当された必修講義科目の未修得が 2 科目 3.0 単位以内であること。

ウ 第 1 年次に配当された人と文化科目群から 2 科目 3.0 単位以上修得すること。

エ 第 1 年次に配当された選択外国語科目を 2 科目 3.0 単位以上修得すること。

オ 第 2 年次に配当された実習科目をすべて修得すること。

(3) 第 3 年次にあつては、次の条件をそれぞれ満たすこと。

- ア 第2年次に配当された必修講義科目をすべて修得すること。
- イ 第3年次に配当された必修講義科目の未修得が4科目 6.0単位以内であること。
- ウ 第2年次に配当された人と文化科目群から2科目 3.0単位以上修得すること。
- エ 第2年次に配当された選択外国語科目を2科目 3.0単位以上もしくは語学検定科目を1科目 3.0単位以上修得すること。
- オ 第3年次に配当された実習科目をすべて修得すること。
- (4) 第4年次にあつては、次の条件をそれぞれ満たすこと。
- ア 第3年次及び第4年次に配当された必修講義科目をすべて修得すること。
- イ 第3年次に配当された人と文化科目群から1科目 1.5単位以上修得すること。
- ウ 第4年次に配当された実習・演習科目をすべて修得すること。
- エ 総合薬学研究Aを修得すること。
- オ 薬学共用試験に合格すること。
- (5) 第5年次にあつては、実務実習をすべて修得すること。ただし、未修得者のうち、次のいずれにも該当する場合は、審査のうえ、特別に第6年次に進級させることがある。
- ア 特別な理由により、実習科目のうち病院における実習（以下「病院実習」という。）又は薬局における実習（以下「薬局実習」という。）を予定期間内に終了できなかった者で、病院実習又は薬局実習のいずれかを終了し、かつ、終了した当該実習の合格が見込める者
- イ 第5年次の在学期間が1年以上ある者

第14条 (削 除)

(卒業)

第15条 卒業の要件は、本学に6年以上在学し、学則第32条に規定する単位を修得することとする。

(留年)

第16条 第13条又は第15条の規定に抵触し、進級ができなかった場合又は卒業できなかった場合を留年という。

- 留年した学生の既修得単位は認める。
- 留年した学生の当該年次未修得科目については、原則として再履修し、当該授業科目の定期試験を受けなければならない。その評点

は、学則第35条の規定を適用する。

- 留年した学生の前年次未修得科目の履修について、特別措置を実施する。実施方法については、別途指示する。

(試験日程)

第17条 定期試験、再試験及び追試験の日程は、試験1週間前までに決定し、教務課から発表する。ただし、臨時試験は担当教員が随時発表する。

(受験心得)

第18条 受験には学生証又は仮学生証を、これに加え、追試験の場合には追試験受験許可書を、再試験の場合には再試験受験許可書を机上に提示しなければならない。

2 試験開始10分前までに試験室に入ること。

3 遅刻は30分までは認める。

4 試験開始後35分以内及び試験終了前の5分間は退室してはならない。

5 学生は、定期試験、追試験及び再試験並びに臨時試験（以下この条において「試験」という。）に関わらず、試験において不正行為をしてはならない。

6 不正行為を行った学生の不正行為を行った当該学期に評価する講義科目の成績を全て無効として単位を認定しないものとし、不正行為発覚後の当該学期の試験の受験を停止する。

7 第4年次及び第6年次の前期の試験において不正行為を行った学生は、第10条第4項に規定する最終の再試験についても受験することはできない。

8 試験終了後の退室は監督教員の指示に従わなければならない。

9 試験を欠席した者は、速やかに科目担当教員および教務課に所定の欠席届を提出しなければならない。

(台風・交通機関のストライキ等の場合の授業・試験の取扱いについて)

第19条 JR西日本が事故等により全面的に運行停止となった場合の授業・試験については、下表のとおりとする。その他、交通機関の運行状況によって、その都度判断することがある。

運行停止の解除時刻	授業・試験の取扱い
午前7時までに解除された場合	平常どおり授業・試験を行う
午前7時から午前10時までに解除された場合	午前中は休講、午後から授業を行う 試験は日時を変更して実施する*1

午前 10 時現在 解除されない場合	全授業休講 試験は日時を変更して実施する*1
-----------------------	---------------------------

*1 試験の振替えについては、その都度指示する。

第 20 条 台風接近等により京都市に「特別警報」または「暴風警報」が発表された場合の授業・試験については、次のとおりとする。

警報の発表状況*1	授業・試験の取扱い
午前 7 時までに 解除された場合	平常どおり授業・試験を行う
午前 7 時から 午前 10 時までに 解除された場合	午前中は休講、午後から 授業を行う 試験は日時を変更して実施する*2
午前 10 時の時点で 解除されない 場合	全授業休講 試験は日時を変更して実施する*2
授業開始後に警報が 発表された場合	原則として次の講時以降の 授業を休講とする。 ただし、特別警報が発表 された場合は、ただちに 休講とする。 試験は日時を変更して実施 する*2

*1 気象庁発表の情報に基づく。

*2 試験の振替えについては、その都度指示する。
(雑 則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- この規程は、1995 年 4 月 1 日から施行し、1995 年度入学生から適用する。
- 1994 年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

(中 略)

附 則

- この規程（一部改正）は、2003 年 4 月 1 日から施行する。
- 2003 年度 2 年次生に対する第 3 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－2」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－2」とする。
- 2003 年度 3 年次生に対する第 3 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－3」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－3」とする。
- 2003 年度 4 年次生に対する第 3 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－4」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－4」とする。

附 則

- この規程（一部改正）は、2003 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程（一部改正）は、2004 年 4 月 1 日から施行する。
- 2004 年度 2 年次生に対する第 3 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－2」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－2」とする。
- 2004 年度 3 年次生に対する第 3 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－3」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－3」とする。
- 2004 年度 4 年次生に対する第 3 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－4」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－4」とする。
- 2003 年度以前の入学生に対する第 11 条の適用については、なお従前の例による。

附 則

- この規程（一部改正）は、2005 年 4 月 1 日から施行する。
- 2005 年度 2 年次生に対する第 3 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－2」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－2」とする。
- 2005 年度 3 年次生に対する第 3 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－3」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－3」とする。
- 2005 年度 4 年次生に対する第 3 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－4」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－4」とする。
- 2003 年度以前の入学生に対する第 11 条及び第 12 条の適用についてはなお従前の例による。

附 則

- この規程（一部改正）は、2006 年 4 月 1 日から施行する。
- 2006 年度 2 年次生に対する第 2 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－2」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－2」とする。
- 2006 年度 3 年次生に対する第 2 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－3」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－3」とする。
- 2006 年度 4 年次生に対する第 2 条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1－4」とし、同条中「別表第 2」を「別表第 2－4」とする。
- 2005 年度以前の入学生については、なお従

前の例による。

- 6 追試験に関する第9条第1項第6号及び第9条第4項の規定は2005年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この規程（一部改正）は、2006年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、2007年4月1日から施行する。
- 2 2007年度2年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-2」とする。
- 3 2007年度3年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-3」とし、同条中「別表第2」を「別表第2-2」とする。
- 4 2007年度4年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-4」とし、同条中「別表第2」を「別表第2-2」とする。
- 5 2005年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 6 追試験に関する第9条第1項第6号及び第9条第4項の規定は2005年度以前の入学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、教室の名称変更に関する規程にもつぎ、2008年2月1日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、2008年4月1日から施行する。
- 2 2008年度2年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-2」とする。
- 3 2008年度3年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-3」とする。
- 4 2008年度4年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-4」とする。

- 5 2005年度以前の入学生については、なお、従前の例による。
- 6 追試験に関する第9条第1項第6号及び第9条第4項の規定は2005年度以前の入学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、2008年7月17日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則（一部改正）は、2009年4月1日から施行する。
- 2 2009年度2年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-2」とする。
- 3 2009年度3年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-3」とする。
- 4 2009年度4年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-4」とする。
- 5 2005年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

- 6 追試験に関する第9条第1項第6号、第9条第4項及び受験心得に関する第18条第5項の規定は2005年度以前の入学生にも適用する。

附 則

- 1 この規則（一部改正）は、2010年4月1日から施行する。
- 2 2010年度2年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-2」とする。
- 3 2010年度3年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-3」とする。
- 4 2010年度4年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-4」とする。
- 4 2010年度5年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-5」とする。
- 5 2005年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

- 6 追試験に関する第9条第1項第6号、第9条第4項及び受験心得に関する第18条第5項の規定は2005年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この規程（一部改正）は、2010年7月22日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則（一部改正）は、2011年4月1日から施行する。
- 2 2011年度2年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-2」とする。
- 3 2011年度3年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-3」とする。
- 4 2011年度4年次生に対する第2条の適用に

については、同条中「別表第1」を「別表第1-4とする」。

- 5 2011年度5年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-5とする」。
- 4 2011年度6年次生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-6とする」。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、2012年4月1日から施行する。
- 2 2011年度年度以前の入学生については、なお、従前の例による。
- 3 第3条、第4条、第16条第4項、第19条及び第20条の規定は、2011年度以前の入学生にも適用する。
- 4 2006年度から2011年度入学生に対する第2条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-3」とし、「別表第2」を「別表第2-2」とする。
- 5 留年した学生の第2条の適用については、入学時の別表第1を原則とし、具体的な履修方法等については、別途指示する。

附 則

この規程（一部改正）は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2014年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、2015年4月1日から施行する。
- 2 2012年度から2014年度までの入学生については、改正後の第13条第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程（一部改正）は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2016年5月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2020年4月1日から施行する。

別表1-1

年次別授業科目および単位

(2017年度以降入学生)

科目群	授業科目	単位数	開設年次および単位数						備 考	卒業要件
		必修 選択・自由	1	2	3	4	5	6		
薬学教養	医療の担い手としてのこころ構えA	●	1.5							<薬学教養> 必修：7.5単位
	医療の担い手としてのこころ構えB	●		1.5						
	医療の担い手としてのこころ構えC	●			1.5					
	早期体験学習	●	1.5							
	基礎演習	●	1.5							
	薬学教養計	7.5	4.5	1.5	1.5					
人し文化	哲学論理学	○	1.5							<人と文化> 選択：5科目7.5単位以上 ・1年次：選択 2科目3.0単位以上 ・2年次：選択 2科目3.0単位以上 ・3年次：選択 1科目1.5単位以上
	人間学	○		1.5						
	コミュニケーション論	○	1.5							
	文化論A	○	1.5							
	文化論B	○		1.5						
	日本文学	○	1.5							
	外国文学A	○	1.5							
	外国文学B	○	1.5							
	心理学	○		1.5						
	医療心理学	○		1.5						
	法学A	○	1.5							
	法学B	○		1.5						
	京都学	○	1.5							
	歴史A	○	1.5							
	歴史B	○		1.5						
	科学史	○		1.5						
	環境学	○			1.5					
	経済学	○		1.5						
	医療経済学	○			1.5					
	医療と社会	○	1.5							
	医療社会学	○			1.5					
外国語	現代社会	○		1.5						<外国語> ・必修：15.0単位 ・選択：4科目6.0単位以上 1年次：2科目3.0単位以上 2年次：2科目3.0単位以上
	国際問題	○		1.5						
	スポーツ療法	○		1.5						
	特別講義	○		2						
	人と文化計		38	17	15	6				
	英語1A	●		1.5						
	英語1B	●		1.5						
	英語2A	●			1.5					
	英語2B	○			1.5					
	英語2C	○			1.5					
	英語2D	○			1.5					
	英語2E	○			1.5					
	薬学英語1A	●		1.5						
	薬学英語1B	●		1.5						
	薬学英語2	●			1.5					
	薬学英語3A	●				1.5				
	薬学英語3B	●				1.5				
	薬学英語4A	●					1.5			
	薬学英語4B	●					1.5			
	ドイツ語と文化A	○		1.5						
	ドイツ語と文化B	○		1.5						
外国語	ドイツ語2A	○			1.5					前期又は後期
	ドイツ語2B	○			1.5					
	フランス語と文化A	○		1.5						
	フランス語と文化B	○		1.5						
	フランス語2A	○			1.5					
	フランス語2B	○			1.5					
	中国語と文化A	○		1.5						
	中国語と文化B	○		1.5						
	中国語2A	○			1.5					
	中国語2B	○			1.5					
	語学検定	○				3				
	海外語学研修	△					3			
	外国語計	15	30	18	21	3	3	0	0	
	卒業所要単位数には算入しない									
体育	体育実技	●		1						<体育> 必修：2.5単位
	健康科学	●		1.5						
	体育計	2.5		2.5						

別表1-1

年次別授業科目および単位

(2017年度以降入学生)

科目群	授業科目	単位数		開設年次および単位数						備 考	卒業要件
		必修	選択・自由	1	2	3	4	5	6		
専門基礎	情報科学	●		1.5							< 専門基礎 > 必修：12.5単位
	基礎物理学A	●		1.5							
	基礎物理学B	●		1.5							
	基礎化学	●		1.5							
	生命科学	●		1.5							
	基礎数学A	●		1.5							
	基礎数学B	●		1.5							
	薬学統計解析学	●			1.5						
	薬学統計実習	●		0.5							
	基礎科学実習	●				1.5					
専門基礎計		12.5	11	1.5							
薬学専門教育へ講義	有機化学A	●		1.5							< 薬学専門教育 > 必修：130.5単位 選択：9.5単位 ^{※1} ・探索薬学コース又は実践薬学コースを選択する。 ・選択講義科目から3科目3単位以上。 ・薬学演習に指名された者は総合薬学研究Bとあわせて履修する。
	有機化学B	●		1.5							
	有機化学C	●			1.5						
	有機化学D	●			1.5						
	薬品合成化学A	●				1.5					
	薬品合成化学B	●				1.5					
	医薬品化学A	●				1.5					
	医薬品化学B	●					1.5				
	天然医薬品学A	●				1.5					
	天然医薬品学B	●				1.5					
	薬方医療薬学	●						1.5			
	医薬開発論	●					1.5				
	物理化学A	●		1.5							
	物理化学B	●		1.5							
	放射薬学	●				1.5					
	分析化学	●		1.5							
	生体分析化学	●			1.5						
	機器分析学A	●			1.5						
	機器分析学B	●			1.5						
	解剖学	●		1.5							
	生理学A	●		1.5							
	生理学B	●			1.5						
	生化学A	●		1.5							
	生化学B	●			1.5						
	細胞生物学	●			1.5						
	免疫学	●			1.5						
	感染症学	●			1.5						
	感染症治療学	●				1.5					
	腫瘍細胞生物学	●				1.5					
	栄養化学	●			1.5						
	公衆衛生学A	●			1.5						
	公衆衛生学B	●				1.5					
	薬理学A	●			1.5						
	薬理学B	●			1.5						
	薬理学C	●				1.5					
	前駆薬物治療学A	●				1.5					
	前駆薬物治療学B	●				1.5					
	前駆薬物治療学C	●					1.5				
	前駆診断学A	●				1.5					
	前駆診断学B	●					1.5				
	がん化学療法学	●					1.5				
	薬物動態学	●			1.5						
	テーラーメイド薬物治療学	●					1.5				
	薬剤学A	●			1.5						
	薬剤学B	●				1.5					
	臨床統計開発論	●				1.5					
	臨床情報学	●					1.5				
	調剤学	●						1.5			
	地域医療学A	●						1.5			
	地域医療学B	●						1.5			
	医療薬学A	●						1.5			
	医療薬学B	●						1.5			
	薬事関連法規	●						1.5			
	日本薬局方	●							1.5		

別表1-1

年次別授業科目および単位

(2017年度以降入学生)

科目群	授業科目	単位数 必修・自由	開設年次および単位数						備 考	卒業要件
			1	2	3	4	5	6		
薬学専門教育（講義）	生命科学探究概論	○						1		
	先端臨床薬学概論	○						1		
	PK・PD解析概論	○						1		
	DDS概論	○						1		
	分子薬品化学概論	○						1		
	分子病態学概論A	○						1		
	分子病態学概論B	○						1		
	医薬品レギュトリーサイエンス概論	○						1	医薬開発ユニット関連科目	
	実践医薬開発概論	○						1	医薬開発ユニット関連科目	
	地域医療連携概論	○						1	地域医療ユニット関連科目	
	臨床腫瘍学概論	○						1	薬物療法ユニット関連科目	
	緩和医療概論	○						1	薬物療法ユニット関連科目	
	公衆衛生概論	○						1	薬物療法ユニット関連科目	
	感染制御概論	○						1	薬物療法ユニット関連科目	
	精神医学概論	○						1	薬物療法ユニット関連科目	
薬学専門教育（講義）計		81	15	12	24	24	18	0	18	
薬学専門教育（実習等）	分析化学実習	●			0.5					
	解剖学・生理学実習	●			0.5					
	生化学実習	●			1					
	微生物学・免疫学実習	●				1				
	物理化学実習	●			0.5					
	機器分析学実習	●			0.5					
	有機化学実習	●			1					
	天然医薬品化学実習	●				0.5				
	栄養化学実習	●				0.5				
	公衆衛生学実習	●				0.5				
	薬理学実習	●				1				
	薬剤学実習	●				0.5				
	薬物動態学実習	●				0.5				
	分子・生体モデリングと情報処理	●					0.5			
	薬学総合演習	●					3.5			
	アドバンスト薬学	●							10	
	実務事前実習	●					4			
	実務実習	●						20		
	薬学基礎演習	△				2				卒業所要単位数には算入しない
	薬学総合演習（補）	△				3				卒業所要単位数には算入しない
	実務事前実習（補）	△				4				卒業所要単位数には算入しない
薬学専門教育（研究等）	総合薬学研究A	●				3				
	総合薬学研究B＜探求薬学コース＞	○					6.5			
	総合薬学研究B＜探求薬学コース＞	○					5.5			
	薬学演習 [※]	○					1			
	総合薬学研究B＜実践薬学コース＞	○					6.5		医薬開発ユニット	
	総合薬学研究B＜実践薬学コース＞	○					5.5		地域医療ユニット 薬物療法ユニット 医薬開発ユニット 地域医療ユニット 薬物療法ユニット	
薬学専門教育（実習・研究等）計		49.5	22	0	4	4.5	20	20	23	

- (注) 1. ●印は必修科目、○印は選択科目、△印は自由科目（卒業所要単位数には算入しない）
2. 授業科目および履修学年については変更することがある。
3. ※1薬学演習を選択できる者は、指名した者に限る。指名された者は、総合薬学研究Bとあわせて履修すること。

別表1-2

特 別 講 義

開講科目	開講期間	開講年度	開設年次			備考
			1	2	3	
消化管のサイエンス	2013年度から2017年度開講	2017	○			
病気と薬	2017年度から開講	2017	○			
		2018	○	○		
		2019	○	○	○	
		2020	○	○	○	
		2021	○	○	○	
災害都市京都の19世紀 ～火災・地震・洪水・飢饉・流行病・ 兵火の中の都市社会～	2018年度から開講	2018	○	○		
		2019	○	○	○	
		2020	○	○	○	

別表1-3

年次別授業科目および単位

(2015年度から2016年度入学生)

科目群	授業科目	単位数		開設年次および単位数						備 考	卒業要件
		必修	選択・自由	1	2	3	4	5	6		
薬学教養	医療の担い手としてのこころ構えA	●		1.5							<薬学教養> 必修:7.5単位
	医療の担い手としてのこころ構えB	●			1.5						
	医療の担い手としてのこころ構えC	●				1.5					
	早期体験学習	●		1.5							
	基礎演習	●		1.5							
薬学教養計		7.5		4.5	1.5	1.5					
人と文化	哲学倫理学		○	1.5							<人と文化> 選択:5科目7.5単位以上 ・1年次:選択 2科目3.0単位以上 ・2年次:選択 2科目3.0単位以上 ・3年次:選択 1科目1.5単位以上
	人間学		○		1.5						
	コミュニケーション論		○	1.5							
	文化論A		○	1.5							
	文化論B		○		1.5						
	日本文学		○	1.5							
	外国文学A		○	1.5							
	外国文学B		○	1.5							
	心理学		○		1.5						
	医療心理学		○			1.5					
	法学A		○	1.5							
	法学B		○		1.5						
	京都学		○	1.5							
	歴史A		○	1.5							
	歴史B		○		1.5						
	科学史		○		1.5						
	農産学		○			1.5					
	経済学		○		1.5						
	医療経済学		○			1.5					
	医療と社会		○	1.5							
	医療社会学		○			1.5					
人と文化計	現代社会		○		1.5					開講科目については、別表1-2による	
	国際問題		○		1.5						
	スポーツ療法		○		1.5						
	特別講義		○		2						
人と文化計			38	17	15	6					
外国語	英語1A	●		1.5							<外国語> ・必修:15.0単位 ・選択:4科目6.0単位以上 1年次:2科目3.0単位以上 2年次:2科目3.0単位以上
	英語1B	●		1.5							
	英語2A	●			1.5						
	英語2B		○		1.5						
	英語2C		○		1.5						
	英語2D		○		1.5						
	英語2E		○		1.5						
	薬学英语1A	●		1.5							
	薬学英语1B	●		1.5							
	薬学英语2	●			1.5						
	薬学英语3A	●				1.5					
	薬学英语3B	●				1.5					
	薬学英语4A	●					1.5				
	薬学英语4B	●					1.5				
	ドイツ語と文化A		○	1.5							
	ドイツ語と文化B		○	1.5							
	ドイツ語2A		○		1.5						
	ドイツ語2B		○		1.5						
	フランス語と文化A		○	1.5							
	フランス語と文化B		○	1.5							
	フランス語2A		○		1.5						
	フランス語2B		○		1.5						
	中国語と文化A		○	1.5							
	中国語と文化B		○	1.5							
	中国語2A		○		1.5						
	中国語2B		○		1.5						
	語学検定		○			3					
	海外語学研修		△				3				
外国語計		15	30	18	21	3	3	0	0		
体育	体育実技	●		1						前期又は後期	<体育> 必修:2.5単位
	健康科学	●		1.5							
体育計		2.5		2.5							

(2015年度から2016年度入学生)

科目群	授業科目	単位数		開設年次および単位数						備 考	卒業要件
		必修	選択・自由	1	2	3	4	5	6		
専門基礎 (講義)	情報科学	●		1.5							<専門基礎> 必修:12.5単位
	基礎物理学A	●		1.5							
	基礎物理学B	●		1.5							
	基礎化学	●		1.5							
	生命科学	●		1.5							
	基礎数学A	●		1.5							
	基礎数学B	●		1.5							
	数学統計解析学	●			1.5						
	基礎科学実習	●		0.5							
	専門基礎計	12.5		11	1.5						
薬学専門教育 (講義)	有機化学A	●		1.5							<薬学専門教育> 必修:128.5単位 選択:9.5単位 ^{※1} ※1・探求薬学コース又は実践薬学コースを選択する。 ・選択講義科目から3科目3単位以上。 ・薬学演習に指名された者は総合薬学研究Bとあわせて履修する。
	有機化学B	●		1.5							
	有機化学C	●			1.5						
	有機化学D	●			1.5						
	薬品合成化学A	●				1.5					
	薬品合成化学B	●				1.5					
	医薬品化学A	●				1.5					
	医薬品化学B	●					1.5				
	天然医薬品A	●			1.5						
	天然医薬品B	●				1.5					
	漢方生薬学	●				1.5					
	漢方医療薬学	●							1.5		
	医薬開発論	●					1.5				
	物理化学A	●		1.5							
	物理化学B	●		1.5							
	放射薬学	●				1.5					
	分析化学	●		1.5							
	生体分析化学	●			1.5						
	機器分析学A	●				1.5					
	機器分析学B	●			1.5						
	解剖学	●		1.5							
	生理学A	●		1.5							
	生理学B	●			1.5						
	生化学A	●		1.5							
	生化学B	●			1.5						
	細胞生物学	●			1.5						
	感染症学	●				1.5					
	感染症治療学	●					1.5				
	腫瘍細胞生物学	●					1.5				
	栄養化学	●			1.5						
	公衆衛生学A	●			1.5						
	公衆衛生学B	●				1.5					
	薬理学A	●			1.5						
	薬理学B	●			1.5						
	薬理学C	●				1.5					
	病態薬物治療学A	●				1.5					
	病態薬物治療学B	●				1.5					
	病態薬物治療学C	●					1.5				
	病態診断学A	●				1.5					
	病態診断学B	●					1.5				
	がん化学療法学	●					1.5				
	薬物動態学	●			1.5						
	テーラーメイド薬物治療学	●				1.5					
	薬剤学A	●			1.5						
	薬剤学B	●				1.5					
	臨床統計開発論	●				1.5					
	臨床情報学	●					1.5				
	調剤学	●					1.5				
	地域医療学A	●					1.5				
	地域医療学B	●					1.5				
	医療薬学A	●					1.5				
	医療薬学B	●					1.5				
	薬事関連法規	●					1.5				
	日本薬局方	●							1.5		

(2015年度から2016年度入学生)

科目群	授業科目	単位数		開設年次および単位数						備 考	卒業要件
		必修	選択・自由	1	2	3	4	5	6		
薬学専門教育（講義）	生命科学探究概論	○							1		
	先端臨床薬学概論	○							1		
	PK・PD解析概論	○							1		
	DDS概論	○							1		
	分子薬品化学概論	○							1		
	分子病態学概論A	○							1		
	分子病態学概論B	○							1		
	医薬品レギュラトリーサイエンス概論	○							1	医薬開発ユニット関連科目	
	実践医薬開発概論	○							1	医薬開発ユニット関連科目	
	地域医療連携概論	○							1	地域医療ユニット関連科目	
	臨床腫瘍学概論	○							1	薬物療法ユニット関連科目	
	緩和医療概論	○							1	薬物療法ユニット関連科目	
	栄養管理概論	○							1	薬物療法ユニット関連科目	
薬学専門教育（実習等）	感染制御概論	○							1	薬物療法ユニット関連科目	
	精神医学概論	○							1	薬物療法ユニット関連科目	
	薬学専門教育（講義）計	81	15	12	24	24	18.0	0	18		
	分析化学実習	●			0.5						
	生化学実習	●			1						
	微生物学実習	●				0.5					
	物理化学実習	●			0.5						
	機器分析学実習	●			0.5						
	有機化学実習	●			1						
	天然医薬品学実習	●				0.5					
	栄養化学実習	●				0.5					
	公衆衛生学実習	●				0.5					
	薬理学実習	●				1					
薬学専門教育（研究等）	薬剤学実習	●				0.5					
	薬物動態学実習	●				0.5					
	薬学総合演習	●					3				
	アドバンス薬学	●							10		
	実務事前実習	●					4				
	実務実習	●						20			
	薬学基礎演習 ^{*1}		△				2			卒業所要単位数には算入しない	
	薬学総合演習（補） ^{*1}		△				3			卒業所要単位数には算入しない	
	実務事前実習（補） ^{*1}		△				4			卒業所要単位数には算入しない	
	総合薬学研究A	●					3				
	総合薬学研究B＜臨床薬学コース＞		○					6.5			
	総合薬学研究B＜臨床薬学コース＞		○					5.5			
	薬学演習 ^{*2}							1			
	総合薬学研究B＜実践薬学コース＞		○					6.5		医薬開発ユニット 地域医療ユニット 薬物療法ユニット	
	総合薬学研究B＜実践薬学コース＞		○					5.5		医薬開発ユニット 地域医療ユニット 薬物療法ユニット	
	薬学演習 ^{*2}							1			
薬学専門教育（実習・研究等）計		47.5	22	0	3.5	4	19	20	23		

(注) 1. ●印は必修科目、○印は選択科目、△印は自由科目（卒業所要単位数には算入しない）

2. 授業科目および履修学年については変更することがある。

3. ^{*1}の科目を選択できる者は、指名した者に限る。

4. 薬学演習^{*2}を選択できる者は、指名した者に限る。指名された者は、総合薬学研究Bとあわせて履修すること。

別表1-4

特 別 講 義

開講科目	開講期間	開講 年度	開講年次			備考
			1	2	3	
スポーツってどんなくすり？	2012年度から2016年度開講	2015	○			
		2016	○	○		
消化管のサイエンス	2013年度から2017年度開講	2015	○			
		2016	○	○		
		2017	○	○	○	
病気と薬	2017年度から開講	2017	○	○	○	
		2018	○	○	○	
		2019	○	○	○	
災害都市京都の19世紀 ー大火・地震・洪水・飢饉・流行病・ 長火中の都市社会ー	2018年度から開講	2018	○	○	○	
		2019	○	○	○	

別表1ー5

年次別授業科目および単位

(2012年度から2014年度入学生)

科目群	授業科目	単位数		開設年次および単位数						備 考	卒業要件
		必修	選択・自由	1	2	3	4	5	6		
薬学教養	医療の担い手としてのこころ構えA	●		1.5							<薬学教養> 必修:7.5単位
	医療の担い手としてのこころ構えB	●			1.5						
	医療の担い手としてのこころ構えC	●				1.5					
	早期体験学習	●		1.5							
	基礎演習	●		1.5							
薬学教養計		7.5		4.5	1.5	1.5					
人と文化	哲学倫理学		○	1.5							<人と文化> 選択:5科目7.5単位以上 ・1年次:選択 2科目3.0単位以上 ・2年次:選択 2科目3.0単位以上 ・3年次:選択 1科目1.5単位以上
	人間学		○		1.5						
	コミュニケーション学と談話分析		○	1.5						2014年度廃止	
	コミュニケーション論		○	1.5						2014年度から開講	
	文化論A		○	1.5							
	文化論B		○		1.5						
	日本文学		○	1.5							
	外国文学A		○	1.5							
	外国文学B		○	1.5							
	心理学		○		1.5						
	医療心理学		○			1.5					
	法学A		○	1.5							
	法学B		○		1.5						
	日本国憲法		○	1.5						2014年度廃止	
	京都学		○	1.5							
	歴史A		○	1.5							
	歴史B		○		1.5						
	科学史		○		1.5						
	環境学		○			1.5					
	医療経済学		○			1.5					
	医療と社会		○	1.5							
	医療社会学		○			1.5					
	現代社会		○		1.5						
	国際問題		○		1.5						
	スポーツ概論		○		1.5						
	特別講義		○		2					開講科目については、別表1ー6による	
人と文化計			39.5	20.0	13.5	6					
外国語	英語1A	●		1.5							<外国語> ・必修:15.0単位 ・選択:4科目6.0単位以上 1年次:2科目3.0単位以上 2年次:2科目3.0単位以上
	英語1B	●		1.5							
	英語2A	●			1.5					前期又は後期	
	英語2B		○		1.5						
	英語2C		○		1.5						
	英語2D			○	1.5						
	英語2E		○		1.5						
	薬学英語1A	●		1.5							
	薬学英語1B	●		1.5							
	薬学英語2	●			1.5					前期又は後期	
	薬学英語3A	●				1.5					
	薬学英語3B	●				1.5					
	薬学英語4A	●					1.5				
	薬学英語4B	●					1.5				
	ドイツ語と文化A		○	1.5							
	ドイツ語と文化B		○	1.5							
	ドイツ語2A		○		1.5						
	ドイツ語2B		○		1.5						
	フランス語と文化A		○	1.5							
	フランス語と文化B		○	1.5							
	フランス語2A		○		1.5						
	フランス語2B		○		1.5						
	中国語と文化A		○	1.5							
	中国語と文化B		○	1.5							
	中国語2A		○		1.5						
	中国語2B		○		1.5						
	語学検定		○			3					
	海外語学研修		△				3			卒業所要単位数には算入しない	
外国語計		15	30	18	21	3	3	0	0		
体育	体育実技	●		1						前期又は後期	<体育> 必修:2.5単位
	健康科学	●		1.5							
体育計		2.5		2.5							

(2012年度から2014年度入学生)

科目群	授業科目	単位数		開設年次および単位数						備 考	卒業要件
		必修	選択・自由	1	2	3	4	5	6		
専門基礎	情報科学	●		1.5							<専門基礎> 必修:12.5単位
	基礎物理学A	●		1.5							
	基礎物理学B	●		1.5							
	基礎化学	●		1.5							
	生命科学	●		1.5							
	基礎数学A	●		1.5							
	基礎数学B	●		1.5							
	薬学統計解析学	●			1.5						
	基礎科学実習	●		0.5							
	専門基礎計	12.5		11	1.5						
薬学専門教育（講義）	有機化学A	●		1.5							<薬学専門教育> 必修:128.5単位 選択:9.5単位 ^{※1} ※1・探求薬学コース又は実践薬学コースを選択する。 ・選択講義科目から3科目3単位以上。 ・薬学演習に指名された者は総合薬学研究Bとあわせて履修する。
	有機化学B	●		1.5							
	有機化学C	●			1.5						
	有機化学D	●			1.5						
	薬品合成化学A	●				1.5					
	薬品合成化学B	●				1.5					
	医薬品化学A	●				1.5					
	医薬品化学B	●					1.5				
	天然医薬品A	●			1.5						
	天然医薬品B	●				1.5					
	漢方生薬学	●				1.5					
	漢方医療薬学	●							1.5		
	医薬開発論	●					1.5				
	物理化学A	●		1.5							
	物理化学B	●		1.5							
	放射薬学	●				1.5					
	分析化学	●		1.5							
	生体分析化学	●			1.5						
	機器分析学A	●			1.5						
	機器分析学B	●			1.5						
	解剖学	●		1.5							
	生理学A	●		1.5							
	生理学B	●			1.5						
	生化学A	●		1.5							
	生化学B	●			1.5						
	細胞生物学	●			1.5						
	感染症学	●			1.5						
	感染症治療学	●				1.5					
	腫瘍細胞生物学	●				1.5					
	栄養化学	●			1.5						
	公衆衛生学A	●			1.5						
	公衆衛生学B	●				1.5					
	薬理学A	●			1.5						
	薬理学B	●			1.5						
	薬理学C	●				1.5					
	病態薬物治療学A	●				1.5					
	病態薬物治療学B	●				1.5					
	病態薬物治療学C	●					1.5				
	病態診断学A	●				1.5					
	病態診断学B	●					1.5				
	がん化学療法学	●					1.5				
	薬物動態学	●			1.5						
	テーラーメイド薬物治療学	●				1.5					
	薬理学A	●			1.5						
	薬理学B	●				1.5					
	臨床統計開発論	●				1.5					
	臨床情報学	●					1.5				
	調剤学	●					1.5				
	地域医療学	●					1.5				
	医療薬学A	●					1.5				
	医療薬学B	●					1.5				
	薬事関連法規	●					1.5				
	日本薬局方	●							1.5		

(2012年度から2014年度入学生)

科目群	授業科目	単位数		開設年次および単位数						備 考	卒業要件
		必修	選択・自由	1	2	3	4	5	6		
薬学専門教育（講義）	生命科学探究概論		○						1		
	先端臨床薬学概論		○						1		
	PK-PD解析概論		○						1		
	DDS概論		○						1		
	分子薬品化学概論		○						1		
	分子病態学概論A		○						1		
	分子病態学概論B		○						1		
	医薬品レギュラトリーサイエンス概論		○						1	医薬開発ユニット関連科目	
	実践医薬開発概論		○						1	医薬開発ユニット関連科目	
	地域医療連携概論		○						1	地域医療ユニット関連科目	
	臨床腫瘍学概論		○						1	薬物療法ユニット関連科目	
	緩和医療概論		○						1	薬物療法ユニット関連科目	
	薬事管理概論		○						1	薬物療法ユニット関連科目	
	感染制御概論		○						1	薬物療法ユニット関連科目	
	精神医学概論		○						1	薬物療法ユニット関連科目	
薬学専門教育（講義）計		79.5	15	12	24	24	16.5	0	18		
薬学専門教育（実習等）	分析化学実習	●			0.5						
	生化学実習	●			1						
	微生物学実習	●				0.5					
	物理化学実習	●			0.5						
	機器分析学実習	●			0.5						
	有機化学実習	●			1						
	天然医薬品化学実習	●				0.5					
	栄養化学実習	●				0.5					
	公衆衛生学実習	●				0.5					
	薬理実習	●				1					
	薬理化学実習	●				0.5					
	薬物動態学実習	●				0.5					
	薬学総合演習	●						4.5			
	アドバンスト薬学	●							10		
	実務事前実習	●						4			
	病院薬局	●							10		
	薬局実習	●							10		
	薬学基礎演習 ^{*1}		△				2			卒業所要単位数には算入しない	
	薬学総合演習（補） ^{*1}		△				3			卒業所要単位数には算入しない	
	実務事前実習（補） ^{*1}		△				4			卒業所要単位数には算入しない	
薬学専門教育（研究等）	総合薬学研究A	●				3					
	総合薬学研究B<探求薬学コース>		○					6.5			
	総合薬学研究B<探求薬学コース>		○					5.5			
	薬学演習 ^{*2}							1			
	総合薬学研究B（コース別）		○					6.5		医薬開発ユニット 地域医療ユニット 薬物療法ユニット	
	総合薬学研究B<実践薬学コース>		○					5.5		医薬開発ユニット 地域医療ユニット	
	薬学演習 ^{*2}							1		薬物療法ユニット	
薬学専門教育（実習・研究等）計		49	22	0	3.5	4	20.5	20	23		

（注） 1. ●印は必修科目、○印は選択科目、△印は自由科目（卒業所要単位数には算入しない）

2. 授業科目および履修学年については変更することがある。

3. ^{*1}の科目を選択できる者は、指名した者に限る。

4. 薬学演習^{*2}を選択できる者は、指名した者に限る。指名された者は、総合薬学研究Bとあわせて履修すること。

別表1ー6

特 別 講 義

開講科目	開講期間	開講年度	開講年次			備考
			1	2	3	
病気を診るⅠ	2009年度から2012年度開講	2012	○			
病気を診るⅡ	2009年度から2012年度開講	2012	○			
スポーツってどんなくすり？	2012年度から2016年度開講	2015	○			
		2016	○	○		
消化管のサイエンス	2013年度から2017年度開講	2015	○			
		2016	○	○		
		2017	○	○	○	
病気と薬	2017年度から開講	2017	○	○	○	
		2018	○	○	○	
		2019	○	○	○	
災害都市京都の19世紀 ー大火・地震・洪水・飢饉・流行病・ 兵火の中の都市社会ー	2018年度から開講	2018	○	○	○	
		2019	○	○	○	

別表1ー7

年次別授業科目および単位

(2006年度から2011年度入学生)

科目群	授業科目	単位数		開設年次および単位数						備 考	卒業要件
		必修	選択	1	2	3	4	5	6		
ヒューマニズム	生命の倫理	●		1.5							・ヒューマニズム 必修:4.5単位
	医療の担い手としてのこころ構え	●			1.5						
	コミュニケーションズ	●					1.5				
	ヒューマニズム計	4.5		1.5	1.5		1.5				
イントロダクション	薬学への招待	●		1.5							・イントロダクション 必修:3.0単位
	早期体験学習	●		1.5							
	イントロダクション計	3.0		3.0							
人と文化	ITA	●		1.5							・人と文化 必修:3.0単位 選択:4科目6.0単位以上
	ITB	●		1.5							
	哲学的人類学		○	1.5							
	文学		○	1.5							
	法学		○	1.5							
	日本国憲法		○	1.5							
	現代社会と人権		○	1.5							
	コミュニケーション学と談話分析		○	1.5							
	現代の世界と日本の歩み		○	1.5							
	地域社会の歴史と文化		○	1.5							
	外国文学		○	1.5							
	科学史		○	1.5							
	医療と社会		○	1.5							
	比較文化論		○	1.5							
		特別講義		○		2					
	人と文化計	3	20	23							
基礎演習科目	基礎演習(PBLチュートリアル)	●		1.5							・基礎演習科目 必修:1.5単位
	基礎演習科目計	1.5		1.5							
外国語科目	英語ⅠA	●		1.5						基礎科学英語 (2006年度から2010年度は「会話」)	・外国語科目 必修:15.0単位 選択:2科目3.0単位以上
	英語ⅠB	●		1.5						基礎科学英語 (2006年度から2010年度は「会話」)	
	英語ⅠC	●		1.5							
	英語ⅠD	●		1.5						講読	
	英語ⅡA	●			1.5						
	英語ⅡB	●			1.5					TOEIC	
	英語ⅡC		○		1.5						
	英語ⅡD		○		1.5					講読	
	英語ⅡE		○		1.5						
	英語ⅡF		○		1.5					TOEIC	
	英語ⅡG		○		1.5						
	英語ⅡH		○		1.5						
	ドイツ語ⅠA	●		1.5							
	ドイツ語ⅠB	●		1.5							
	ドイツ語ⅡA		○		1.5						
	ドイツ語ⅡB		○		1.5						
	実用薬学英語A	●				1.5					
		実用薬学英語B	●				1.5				
	外国語科目計	15	12	9	15	3					
体育科目	体育実技	●		1							・体育科目 必修:2.5単位
	健康科学	●		1.5							
	体育科目計	2.5		2.5							

(2006年度から2011年度入学生)

科目群	授業科目	単位数		開設年次および単位数						備 考	卒業要件
		必修	選択	1	2	3	4	5	6		
専門基礎科目	物理学A	●		1.5							・専門基礎科目 必修:16.0単位
	物理学B	●		1.5							
	有機化学A	●		1.5							
	生物学A	●		1.5							
	生物学B	●		1.5							
	微分学・積分学A	●		1.5							
	微分学・積分学B	●		1.5							
	統計学	●			1.5						
	専門基礎演習A	●		1							
	専門基礎演習B	●		1							
	専門基礎演習C	●			1						
	専門基礎演習D	●			1						
	専門基礎科目計	16		12.5	3.5						
薬学専門教育科目	有機化学B	●		1.5							
	有機化学C	●			1.5						
	有機化学D	●			1.5						
	分子薬品化学A	●				1.5					
	分子薬品化学B	●				1.5					
	天然医薬品学A	●				1.5					
	天然医薬品学B	●				1.5					
	漢方医学A	●					1.5				
	漢方医学B	●					1.5				
	医薬開発論A	●				1.5					
	医薬開発論B	●					1.5				
	医薬開発論C	●					1.5				
	物理化学A	●			1.5						
	物理化学B	●			1.5						
	物理化学C	●				1.5					
	分析化学	●			1.5						
	生命錯体化学	●			1.5						
	機器分析学A	●			1.5						
	機器分析学B	●				1.5					
	臨床分析学	●				1.5					
	ヒトの成り立ち	●		1.5							
	ヒトの機能調節A	●			1.5						
	ヒトの機能調節B	●			1.5						
	免疫学	●				1.5					
	微生物学	●			1.5						
	感染症学	●			1.5						
	化学療法学	●				1.5					
	生化学A	●			1.5						
	生化学B	●			1.5						
	生化学C	●				1.5					
	社会・集団と健康	●			1.5						
	栄養と健康	●			1.5						
	生活環境と健康	●				1.5					
	化学物質の生体への影響	●				1.5					
	薬理学A	●			1.5						
	薬理学B	●				1.5					
	薬理学C	●				1.5					
	薬理学D	●					1.5				
	薬物治療学A	●				1.5					
	薬物治療学B	●				1.5					
	薬物治療学C	●					1.5				
	薬物治療学D	●					1.5				
	薬物治療学E	●					1.5				
	薬物治療学F	●					1.5				
	薬物動態学A	●				1.5					・薬学専門教育科目 必修:122.0単位 選択:12.5単位 ^{※1}
	薬物動態学B	●				1.5					
	薬剤学A	●				1.5					
	薬剤学B	●					1.5				
	薬剤学C	●					1.5				

(2006年度から2011年度入学生)

科目群	授業科目	単位数		開設年次および単位数						備 考	卒業要件
		必修	選択	1	2	3	4	5	6		
薬学専門教育科目	臨床情報学	●					1.5				※1 薬学専門教育科目の選択科目履修方法は次のとおり。 1. 総合薬学研究を選択した場合 ・総合薬学研究 9.5単位 ・先端薬学概論 2.0単位 ・専門薬剤師概論 1.0単位 計 12.5単位 <薬学演習に指名された場合> ・総合薬学研究 7.5単位 ・薬学演習 2.0単位 ・先端薬学概論 2.0単位 ・専門薬剤師概論 1.0単位 計 12.5単位 2. 総合薬学演習を選択した場合 ・総合薬学演習 7.5単位 ・先端薬学概論 2.0単位 ・専門薬剤師概論 3.0単位 計 12.5単位 <薬学演習に指名された場合> ・総合薬学演習 5.5単位 ・薬学演習 2.0単位 ・先端薬学概論 2.0単位 ・専門薬剤師概論 3.0単位 計 12.5単位
	テーラーメイド薬物治療学	●					1.5				
	調剤学	●					1.5				
	地城薬局学	●					1.5				
	病院薬学A	●					1.5				
	病院薬学B	●					1.5				
	薬事法規・制度	●					1.5				
	薬剤経済学	●					1.5				
	先端有機化学概論		○						1		
	先端創薬学概論		○						1		
	先端生命分子機構学概論		○						1		
	先端生物無機化学概論		○						1		
	先端衛生薬学概論		○						1		
	先端分子生物学概論		○						1		
	先端臨床薬学概論		○						1		
	先端病態科学概論		○						1		
	先端薬理学概論		○						1		
	先端薬物動態学概論		○						1		
	先端臨床医学概論		○						1		
	がん化学療法概論		○						1		
	専門薬剤師概論		○						1		
	院内感染概論		○						1		
	緩和医療概論		○						1		
	精神医学概論		○						1		
	漢方医療概論		○						1		
	臨床治療管理学概論		○						1		
	薬学専門教育科目計	85.5	18	3	24	27	31.5		18		
薬学専門教育科目実習等	分析化学実習	●			0.5						・総合薬学演習 5.5単位 ・薬学演習 2.0単位 ・先端薬学概論 2.0単位 ・専門薬剤師概論 3.0単位 計 12.5単位
	生化学実習	●			1						
	微生物学実習	●			0.5						
	物理化学実習	●			0.5						
	機器分析学実習	●			0.5						
	有機化学・天然医薬品学実習	●				1.5					
	食品・環境衛生学実習	●				1					
	薬理学実習	●				1					
	薬剤学・薬物動態学実習	●				1					
	共用試験演習	●					2				
	薬学特別演習	●							3		
	病院・薬局へ行く前に	●					4				
	病院・薬局で学ぶ	●						20			
	総合薬学研究A		○			1.5					
	総合薬学研究B		○				1.5				
	総合薬学研究C		○					4.5			
	総合薬学研究D		○						2		
	総合薬学演習A		○			1					
	総合薬学演習B		○				1				
	総合薬学演習C		○					3.5			
	総合薬学演習D		○						2		
	薬学演習		○						2	指名制	
	薬学基礎演習 ^{*1}		△				2			卒業所要単位数には算入しない	
	薬学総合演習(補) ^{*1}		△				3			卒業所要単位数には算入しない	
	実務事前実習(補) ^{*1}		△				4			卒業所要単位数には算入しない	
	薬学専門教育科目実習等計	36.5	28		3	7	17.5	28	9		

(注) 1. ●印は必修科目、○印は選択科目、△印は自由科目(卒業所要単位数には算入しない)

2. 授業科目および履修学年については変更することがある。

3. ^{*1}の科目を選択できる者は、指名した者に限る。

別表1ー8

特 別 講 義

開講科目	開講期間	開講年度	開講年次			備考
			1	2	3	
やさしい薬の科学Ⅰー基礎ー	2008年度まで開講	2006	○			
		2007	○	○		
		2008	○	○		
やさしい薬の科学Ⅱー病とくすりー	2008年度まで開講	2006	○			
		2007	○	○		
		2008	○	○		
環境と化学物質	2006年度まで開講	2006	○			
やさしい身のまわりの化学	2007年度から2011年度開講	2007 [※]	○	○		※2007年度は「やさしい身の回りの化学」として開講
		2008	○	○		
		2009	○	○	○	
		2010	○	○	○	
		2011	○	○	○	
地球の贈り物:クスリ	2006年度から2007年度開講	2006	○			
		2007	○	○		
病気を診る	2008年度開講	2008	○	○		
病気を診るⅠ	2009年度から2012年度開講	2009	○	○ [※]	○ [※]	[※] :「病気を診る」を履修したものは受講できない
		2010	○	○	○ [※]	
		2011	○	○	○	
		2012		○	○	
病気を診るⅡ	2009年度から2012年度開講	2009	○	○	○	
		2010	○	○	○	
		2011	○	○	○	
		2012		○	○	
理解しやすい身近な分子の機能学	2008年度開講	2008	○	○		
機能分子入門	2009年度開講	2009	○	○ [※]	○ [※]	[※] :「理解しやすい身近な分子の機能学」を履修したものは受講できない
スポーツってどんなくすり？	2012年度から開講	2012		○	○	
		2013			○	
消化管のサイエンス	2013年度から開講	2013			○	

別表 2－1

卒 業 要 件

(2017年度以降入学生)

科目群等		卒業最低必要単位数		計	小計	合計
		必修	選択			
薬学教養		7.5		7.5	51.0	191.0
人と文化			7.5	7.5		
外国語		15.0	6.0	21.0		
体育		2.5		2.5		
専門基礎	講義	12.0		12.0		
	実習	0.5		0.5		
薬学専門教育	講義	81.0	3.0	84.0	140.0	
	実習等	46.5		46.5		
	研究等	3.0	6.5	9.5		
計		168.0	23.0			

別表 2－2

卒 業 要 件

2015年度から2016年度入学生)

科目群等		卒業最低必要単位数		計	小計	合計
		必修	選択			
薬学教養		7.5		7.5	51.0	189.0
人と文化			7.5	7.5		
外国語		15.0	6.0	21.0		
体育		2.5		2.5		
専門基礎	講義	12.0		12.0		
	実習	0.5		0.5		
薬学専門教育	講義	81.0	3.0	84.0	138.0	
	実習等	44.5		44.5		
	研究等	3.0	6.5	9.5		
計		166.0	23.0			

別表 2－3

卒 業 要 件 (2012年度から2014年度入学生)

科目群等		卒業最低必要単位数		計	小計	合計
		必修	選択			
薬学教養		7.5		7.5	51.0	189.0
人と文化			7.5	7.5		
外国語		15.0	6.0	21.0		
体育		2.5		2.5		
専門基礎	講義	12.0		12.0		
	実習	0.5		0.5		
薬学専門教育	講義	79.5	3.0	82.5	138.0	
	実習等	46.0		46.0		
	研究等	3.0	6.5	9.5		
計		166.0	23.0			

別表 2-4

卒業要件

(2006年度から2011年度入学生)

区 分		卒業最低必要単位数		計	小 計	合 計
		必 修	選 択			
ヒ ュ ー マ ニ ズ ム		4.5		4.5	54.5	189.0
イ ン ト ロ ダ ク シ ョ ン		3.0		3.0		
人 と 文 化		3.0	6.0	9.0		
基 礎 演 習 科 目		1.5		1.5		
専 門 基 礎 科 目		16.0		16.0		
外 国 語	英 語	12.0	3.0	18.0		
	独 語	3.0				
体 育 科 目		2.5		2.5		
薬学専門教育科目	講 義	85.5	12.5 ^{*1}	134.5	134.5	
	実 習 ・ 演 習	36.5				
計		167.5	21.5			

*1 薬学専門教育科目選択科目の履修方法

区 分	科 目	単位数	計
「総合薬学研究」を 選択する場合	総合薬学研究A・B・C・D	9.5単位	12.5単位
	先端薬学概論	2.0単位	
	専門薬剤師概論	1.0単位	
「総合薬学演習」を 選択する場合	総合薬学演習A・B・C・D	7.5単位	12.5単位
	先端薬学概論	2.0単位	
	専門薬剤師概論	3.0単位	

なお、薬学演習に指名された者は、総合薬学研究Dおよび総合薬学演習Dを履修できない。

〔薬学演習に指名された場合の履修方法〕

区 分	科 目	単位数	計
「総合薬学研究」を 選択する場合	総合薬学研究A・B・C	7.5単位	12.5単位
	薬学演習	2.0単位	
	先端薬学概論	2.0単位	
	専門薬剤師概論	1.0単位	
「総合薬学演習」を 選択する場合	総合薬学演習A・B・C	5.5単位	12.5単位
	薬学演習	2.0単位	
	先端薬学概論	2.0単位	
	専門薬剤師概論	3.0単位	

03 京都薬科大学における単位互換の実施に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、京都薬科大学学則（以下「学則」という）第38条第2項の規定に基づき、京都薬科大学（以下「本学」という。）の学生が他の大学の指定する授業科目を履修し、又は他の大学の学生が本学の指定する授業科目を履修する場合（以下「単位互換」という。）の実施方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(単位互換)

第2条 単位互換の実施にあたっては、学長は次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 履修できる授業科目の範囲及び認定される単位数
- (2) 対象となる学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 費用の取り扱い
- (5) その他必要な事項

(出願手続)

第3条 他の大学の授業科目の履修を希望する本学の学生は、所定の期日までに別に定める方法により手続を行うものとする。

第4条 他の大学の履修許可通知を受けた本学の学生は、所定の期日までに、当該他の大学の履修手続を行うものとする。

(単位認定)

第5条 学長は、本学の学生が他の大学において履修した科目の単位については、当該他大学長からの成績評価及び履修単位の報告に基づき、京都薬科大学履修規程別表1に規定する科目群の「人と文化」の単位として認定することができる。

- 2 卒業要件として認定する単位数は、1学年で1科目2単位まで（ただし、通年科目の場合は1科目4単位まで）とし、履修した年次の単位とする。

(受入れ学生の許可)

第6条 学長は、他の大学の学生が本学の授業科目の履修を希望するときは、選考のうえ、単位互換の受入れ学生として許可することができる。

第7条 前条の規定により受入れを許可された学生（以下「単位互換履修生」という。）は、本学の授業科目の履修等に関し所定の手続を行わなければならない。

- 2 学長は、単位互換履修生が本学の規則に違反し、その他本学における履修を認めた趣旨に反するときは、当該単位互換履修生の所属する大学長と協議のうえ、前項の許可を取り消すことができる。

(履修期間)

第8条 単位互換履修生の履修期間は、半年間（前期又は後期をいう。）とする。

(単位互換履修生証の交付)

第9条 単位互換履修生には、必要に応じて所定の単位互換履修生証を交付する。

- 2 単位互換履修生証の有効期間は、前条に規定する履修期間とする。

- 3 単位互換履修生は、授業科目の受講及び試験に際して、単位互換履修生証を携帯しなければならない。

(履修及び単位修得の方法)

第10条 単位互換履修生の履修及び単位修得の方法は、本学の学生の場合と同様とする。ただし、再試験は受験できない。

(学業成績等の報告)

第11条 学長は、単位互換履修生が履修を終了したときは、当該単位互換履修生の成績評価及び修得単位を当該単位互換履修生の所属する大学長に報告するものとする。

(図書館の利用)

第12条 単位互換履修生は、所定の手続きを経て、本学の図書館を利用することができる。

(遵守事項)

第13条 単位互換履修生は、この規程に定めるもののほか、本学の学生に準じ、学則その他諸規則等を遵守しなければならない。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、単位互換に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

この規程（一部改正）は、2001年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、2006年4月1日から施行する。

- 2 2005年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、2012年4月1日から施行する。

- 2 2011年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程（一部改正）は、2015年4月1日から施行する。

04 京都薬科大学大学院学則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、京都薬科大学学則（以下「大学学則」という。）第3条第3項の規定に基づき、京都薬科大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本大学院は、薬学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、医療及び人類の福祉の発展に寄与できる有用な人材を養成し広く社会に貢献することを目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価等に関し必要な事項は、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行う。

第3条の2 本大学院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2の規定に基づき、本大学院における教育研究活動等の状況及び教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識並びに能力に関する情報につい

(入学定員及び収容定員)

第6条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	課 程	入学定員	収容定員
薬学専攻	博 士 課 程	10 名	40 名
薬科学専攻	博士前期課程	5 名	10 名
	博士後期課程	2 名	6 名

(最長在学年数)

第7条 本大学院における最長在学年数は、博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては5年、博士課程においては8年を超えて在学することはできない。

第2章 教員組織及び運営組織

(研究科長)

第8条 本大学院に研究科長を置く。

て、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に薬学研究科（以下「研究科」という。）を置き、研究科に薬学専攻及び薬科学専攻を置く。

2 研究科薬学専攻に、個別化がん薬物療法を専門とする薬剤師コース（以下「コース」という。）を別に設ける。

3 前項に規定するコースに関し必要な事項は、別に定める。

(課程及び標準修業年限)

第5条 本大学院の課程は、博士課程とする。

2 博士課程の標準修業年限は4年とする。ただし、薬科学専攻の博士課程は標準修業年限を5年とする。

3 薬科学専攻の博士課程は、前期2年の博士前期課程と後期3年の博士後期課程に区分する。

4 博士前期課程は、薬学の基盤的学術分野における専門的知識と技能を修得し、かつ、豊かな教養及び高い倫理観を有する薬学研究者を育成することを目的とする。

5 博士課程及び博士後期課程は、薬学の様々な学術分野における高度な専門的知識と独創的な研究能力を身につけ、かつ、豊かな教養及び高い倫理観並びに協調性を有する人材を育成することを目的とする。

2 研究科長は、本大学院の学事を統括する。

(教員組織)

第9条 本大学院の授業は、本学の教授、准教授、講師及び助教が担当する。ただし、学長が必要と認めたときは、専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者に担当させることができる。

2 学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、別に定める基準に適合

した大学院適合教員（以下「適合教員」という。）が担当するものとする。

（運営組織）

第10条 本大学院に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科教授会の役割）

第11条 研究科教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- (2) 修士及び博士の学位授与に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本大学院の教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる本大学院の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（研究科幹事会）

第12条 削除

（事務組織）

第13条 本大学院に事務職員等を置く。

第3章 学年、学期及び休業

第14条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第15条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期及び後期の授業日数を調整するため、前期の終期及び後期の始期を変更することがある。

（休 業）

第16条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 創立記念日 4月27日
- (5) 春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 前項第5号の休業日は、毎年度、学長が定める。

3 前2項の規定にかかわらず、必要に応じて休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を定め、又は休業日に授業を課すことがある。

第4章 入学、休学、退学、復学及び再入学

（博士前期課程の入学資格）

第17条 本大学院博士前期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (4) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（博士後期課程の入学資格）

第18条 本大学院博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士（薬学、臨床薬学又は薬科学）又は理科系大学大学院において修士の学位を得た者
- (2) 外国において、前号と同等以上と認められる課程を修了した者
- (3) 平成元年文部科学省告示第118号により文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（博士課程の入学資格）

第18条の2 本大学院博士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 6年制薬学部を卒業した者
- (2) 4年制薬学部を卒業し、実務経験を2年以上有し、薬剤師免許を有している者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学）を修了した者
- (4) その他本大学院において、6年制薬学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第19条 博士前期課程、博士後期課程又は博士課程へ入学を希望する者は、指定の期日までに、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

（選 考）

第20条 入学志願者に対しては、博士前期課程、博士後期課程又は博士課程を修めるために必要な学力及び人物について選考のうえ、合否を決定する。

2 入学選考の期日及び方法は、その都度定める。

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学手続)

第22条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人を定めて所定の手続を行い、入学時に宣誓署名しなければならない。

2 前項の入学手続を完了した者は、入学を許可する。

(転学)

第22条の2 他の大学院から本大学院に、又は本大学院から他の大学院に、転学を希望する者は、所定の手続をとらなければならない。

2 転学に関する手続は、別に定める。

第22条の3 本大学院への転入学は、欠員のある場合に限り、学長が授業科目の履修、転入学学年次及び在学年数を決定し、これを許可することができる。

(休学)

第23条 病気その他の事由により3月以上修学を中止しようとする者は、保証人連署の休学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、修学が不適当と認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

2 前項の休学期間は、2年度にまたがることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、次年度に限り引き続き休学することができる。

3 休学は、博士前期課程については通算2年、博士後期課程については通算3年、博士課程については通算4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第23条の2 学生が復学しようとするときは、保証人連署の復学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 休学者の復学は、復学前に在学した学年以下とし、その修学の時期は、学長が決定する。

(退学)

第24条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の退学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第24条の2 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、退学させる。

- (1) 授業料を滞納し、督促を受けても所定の期日までに納付しない場合
- (2) 第7条に規定する最長在学年数を超えた場合
- (3) 休学者で休学期間満了までに復学を願い出ない場合
- (4) 休学期間が、博士前期課程については

通算2年、博士後期課程については通算3年、博士課程については通算4年を超えた場合

2 学生が死亡した場合は、退学したものとして処理する。

(再入学)

第25条 第24条の規定により退学の許可を受けた者が、保証人連署をもって再入学を願い出たときは、学長は、これを許可することができる。

2 再入学は、退学前に在学した学年以下とし、その修学の時期は、学長が決定する。

3 再入学を許可された者が退学まで在学していた期間は、再入学後の在学期間に算入する。

第5章 授業科目及び単位数

(教育方法)

第26条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(研究指導)

第27条 研究指導は、第9条第2項に規定する適合教員が行うものとする。

2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国を含む。)において必要な研究指導を受けることを認めることがある。この場合において、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 前項の規定に基づき研究指導を受けた期間、は、本大学院の在学期間に算入する。

(教育方法の特例)

第27条の2 教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

(授業科目及び履修単位数)

第28条 授業科目及び履修単位数は、別表1(薬学専攻)及び別表2(薬科学専攻)のとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、その一部を変更することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第29条 教育上有益と認めるときは、他大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本学において履修したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学院において履修した授業科目

について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で本学に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第6章 履修方法及び課程の修了要件等

(履修方法)

第31条 授業科目の履修は、必修科目及び選択科目に分けて行う。

2 前項に定めるもののほか、修了の認定に加えない自由科目を置くことができる。

3 特論、公開セミナー及び総合薬学セミナーの履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

4 薬科学専攻の演習及び課題研究は、原則として、指導教員の担当科目について行い、必修とする。

5 薬科学専攻博士後期課程の薬科学研究演習は、原則として、指導教員の担当科目について行い、必修とする。

6 薬学専攻博士課程の薬学研究演習及び課題研究は、原則として、指導教員の担当科目について行い、必修とする。

(博士前期課程の修了要件)

第32条 博士前期課程の修了要件は、同課程に2年以上在学し、研究指導を受け、30 単位以上を修得し、かつ、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げたと認められる者については、同課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、同課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士学位論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第33条 博士後期課程の修了要件は、同課程に3年以上在学し、研究指導を受け、薬科学研究4 単位、薬科学研究演習4 単位、総合薬学セミナー2 単位及び研究倫理特論1 単位を修得し、かつ、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げたと認められる者については、同課程に1 年（修士課程の修了要件を満たした者で、大学院における在学期間が2 年未満の者にあつては、その在学期間を含めて3 年）以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第33条の2 博士課程の修了要件は、同課程に4 年以上在学し、研究指導を受け、32 単位以上を修得し、かつ、修士学位論文の審査及び

最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げたと認められる者については、同課程に3 年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第34条 履修授業科目の単位の認定は、試験（又は研究報告等）により担当教員が行うものとする。

2 研究科長が必要と認めた場合は、追試験及び再試験を行うことができる。

(成績の評価)

第35条 学業の成績は100 点を満点とし、90 点以上を秀、89 点から80 点を優、79 点から70 点を良、69 点から60 点を可、59 点以下を不可とする。この場合において、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(学位論文の審査)

第36条 学位論文の審査は、学長が適合教員のうちから任命した3 名以上で構成する審査委員会で行う。

2 学長は、必要があると認めたときは、論文審査について他大学大学院又は研究所等の教員等に協力を求めることができる。

(最終試験)

第37条 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連のある授業科目について、筆記又は口頭試問により前条第1 項に規定する審査委員会がこれを行う。

(学位論文及び最終試験の認定)

第38条 学位論文及び最終試験の合否は、審査委員会の報告に基づき、学長が認定する。

(修士の学位授与)

第39条 本大学院の博士前期課程を修了した者には、次の学位を授与する。

(1) 薬学研究科薬科学専攻博士前期課程修了者 修士（薬科学）

(2) 削除

(博士の学位授与)

第40条 本大学院の博士課程を修了した者には、博士（薬学）の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を修了した者には、博士（薬科学）の学位を授与する。

3 第1 項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者には、博士（薬学）の学位を授与することができる。

4 第2 項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者には、博士（薬科学）の学位を授与することができる。

第41条 学位の授与に関し必要な事項は、別に

定める。

第7章 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料等)

第42条 入学検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。

	(博士前期課程)	(博士課程及び博士後期課程)
入学検定料	35,000 円	25,000 円
入 学 金	250,000 円	100,000 円
授 業 料	700,000 円	700,000 円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入学金を免除する。

- (1) 本学の学部を卒業し、引き続き本大学院博士課程に進学する者
- (2) 本大学院博士前期課程を修了し、引き続き本大学院博士後期課程に進学する者

3 授業料の納付を怠り、督促を受けても所定の期日までに納入しない者は、研究指導を受けることができず、かつ、受講及び受験並びに証明書の発行を停止される。

4 休学期間中の授業料は免除することとし、授業料に代えて在籍料を納付しなければならない。この場合における在籍料及び授業料の納付に関し必要な事項は、別に定める。

5 学期の途中で退学する場合も、その学期の授業料を納めなければならない。

6 既納の入学検定料及び入学金は、いかなる理由があっても返還しない。

7 入学検定料は出願時に、入学金は入学手続時に納付しなければならない。

8 授業料は、前期・後期の2期に分けて次の納入期限までに納付しなければならない。ただし、全納する場合は前期納入期限までに納付すること。

前 期 4 月 30 日

後 期 10 月 31 日

9 新入生については、前期分を入学手続時に納付しなければならない。

第8章 外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、研究員、研究生、委託生及び研修員

(外国人留学生)

第43条 第17条及び第18条に規定する入学資格を有する外国人で、本大学院に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 この学則は、外国人留学生に適用する。

(科目等履修生)

第44条 第17条及び第18条の2に規定する入

学資格を有する者で、本大学院の授業科目の一部について履修を願い出る者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第45条 他の大学の大学院（外国を含む。）の学生で、大学間の協議に基づき、特定の授業科目を定め、本大学院において聴講を願い出る者があるときは、選考のうえ、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第46条 他の大学の大学院（外国を含む。）の学生で、大学間の協議に基づき、本大学院において研究指導を受けることを願い出る者があるときは、選考のうえ、特別研究学生として入学を許可することができる。

(研究員)

第47条 本大学院において特定の専門領域に関する研究を行うことにより、本大学院の教育及び研究の向上に寄与すると認められる者で、かつ、本学教員（講師以上）が推薦する者を、研究員として委嘱することができる。

(研究生)

第48条 本大学院において特定の課題に関する研究を希望する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生は、実験実習費として月額 30,000 円を納付するものとする。

(委託生)

第49条 官公庁又は会社等から、特定の課題について研究する者及び特定の技術を修得しようとする者を委託されたときは、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生は、実験実習費として月額 50,000 円を納付するものとする。

(研修員)

第50条 本大学院において指導教員の指導のもとに特定の課題について研修を希望する者があるときは、研修員として入学を許可することができる。

(科目等履修生等に関する必要事項)

第51条 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、研究員、研究生、委託生及び研修員に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 賞 罰

(表 彰)

第52条 人物及び学業ともに優秀な者又は奇特の行為のあった者は、これを表彰する。

(懲 戒)

第53条 この学則及び本大学院の諸規則等に違

反し、学生の義務を怠り本分にもとる不適切な行為を行ったと認められた者は、学則第 52 条の規定に準じて懲戒する。

第 10 章 交流協定

(交流協定)

第 54 条 本大学院は、他大学大学院と交流協定（以下「協定」という。）を締結し、教育研究を行うことができる。

2 協定による大学院生の教育研究は、協定の趣旨を尊重して実施されるものとし、必要な事項は協定ごとに別に定める。

第 11 条 雑 則

(雑 則)

第 55 条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

2 この学則に定めるもののほか、本大学院に関し必要な事項は、大学学則の規定を準用する。

附 則

この学則は、1965 年 4 月 1 日から施行する。

(中略)

附 則

1 この学則（一部改正）は、2003 年 4 月 1 日から施行する。

2 2000 年度以前の入学生に対する第 33 条の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則（一部改正）は、2003 年 4 月 1 日から施行する。

2 2002 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則（一部改正）は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2005 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2006 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則（一部改正）は、2006 年 5 月 1 日から施行する。

2 大学院薬学研究科薬学専攻衛生薬学コースに関する内規は、廃止する。

附 則

この学則（一部改正）は、2007 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則（一部改正）は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

2 2009 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則（一部改正）は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

2 大学院授業担当者についての申し合わせ事項（2006 年 1 月 24 日研究科教授会承認）は、廃止する。

附 則

この学則（一部改正）は、2011 年 4 月 21 日から施行し、2011 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この学則（一部改正）は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

2 2011 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 改正前の学則による薬学専攻博士後期課程は、改正後の学則の規定にかかわらず、当該課程の学生が在学しなくなるまでの間、存続する。

附 則

この学則（一部改正）は、2012 年 6 月 28 日から施行し、2012 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 第 40 条第 3 項の規定は、同条第 1 項に定める学位授与後に施行する。

2 附則第 1 項施行までの間、薬学専攻博士後期課程については、当該課程の審査基準及び方法により、博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者には、博士（薬学）の学位を授与することができるものとする。

3 第 40 条第 4 項の規定は、同条第 2 項に定める学位授与後に施行する。

4 この学則（一部改正）は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2017 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2016 年度以前の入学生については、改正後の第 33 条の規定並びに別表 1 及び別表 2 にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2017 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の学則による研究科薬学専攻がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コースは、改正後の第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、当該コースに学生が在籍しなくなるまで存続するものとし、授業科目及び履修単位数については、改正後の別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則（一部改正）は、2018 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2018 年度以前の入学生については、改正後の第 33 条の規定及び別表 2 にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則（一部改正）は、2019 年 9 月 19 日から施行する。

別表 1 (薬学専攻授業科目一覧)

授業科目	博 士 課 程				
	単位数			個別化がん薬物療法を専門とする薬剤師養成コース	
				単位数	
	必修	選択	自由	必修	自由
創薬科学特論 1		1		1	
創薬科学特論 2		1			1
生命分子科学特論 1		1		1	
生命分子科学特論 2		1		1	
病因病態分析学特論		1			1
分子病態学特論 1		1			1
分子病態学特論 2		1		1	
投与設計薬学特論 1		1			1
投与設計薬学特論 2		1			1
臨床薬学特論		1			1
医薬品評価科学特論		1		1	
感染制御学特論		1			1
研究倫理特論	1			1	
薬学英語特論			1		1
総合薬学セミナー	2			2	
薬学研究演習	4			4	
課題研究	20			20	
合 計	27	12	1	32	8

(備考) 授業科目名における「1」は基礎の科目を、「2」は応用の科目を示す。

別表 2（薬科学専攻授業科目一覧）

授業科目	博士前期課程			博士後期課程	
	単位数			単位数	
	必修	選択	自由	必修	自由
創薬科学特論 1		1			
生命分子科学特論 1		1			
病因病態分析学特論		1			
分子病態学特論 1		1			
投与設計薬学特論 1		1			
感染制御学特論		1			
研究倫理特論	1			1	
薬学英語特論			1		1
公開セミナー	2				
演習	4				
課題研究	18				
総合薬学セミナー				2	
薬科学研究				4	
薬科学研究演習				4	
合 計	25	6	1	11	1

（備考）授業科目名における「1」は基礎の科目を示す。

05 京都薬科大学大学院履修規程

(課程の履修)

第1条 この規程は、京都薬科大学大学院学則（以下「学則」という。）第31条の規定に基づき、授業科目の履修に関する詳細を定める。

(授業科目と単位数)

第2条 学則別表1及び別表2に示す各授業科目の配当年次は、この規程の別表第1及び別表第2に示すとおりとする。

第3条 授業科目は、前期及び後期をそれぞれ前半及び後半に分けて配当することがある。

第4条 授業科目の種類、時間及び担当教員は学期の始めに公示する。ただし、特別授業、公開セミナー等は、その都度これを定める。

(公開セミナー等の履修)

第5条 薬科学専攻博士前期課程の公開セミナーは、原則として2年次に行い、必修とする。

2 薬科学専攻博士後期課程の総合薬学セミナーは、原則として2年次に行い、必修とする。

3 薬学専攻博士課程の総合薬学セミナーは、原則として3年次に行い、必修とする。

(選択科目の履修)

第6条 選択科目の履修届は、所定の期間内に所定の方法により、教務課に提出しなければならない。なお、履修届提出後の選択科目の追加や変更は原則として認めない。

2 履修届を提出していない選択科目については、受講及び受験できない。

第7条 授業科目の種類によって学修人員を制限する必要があるときは、適当な方法により許容人員を定めることがある。

(修了要件)

第8条 学則第32条に規定された博士前期課程の修了要件の30単位以上の修得要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 薬科学専攻については、課題研究18単位及び演習4単位のほか、研究倫理特論（必修）を含む特論6単位以上及び公開セミナー2単位の計30単位以上を修得すること。
- (2) (削除)

第8条の2 学則第33条の2に規定された博士課程の修了要件の32単位以上の修得要件は、課題研究20単位及び薬学研究演習4単位のほか、研究倫理特論（必修）を含む特論6単位以上及び総合薬学セミナー2単位の計32単位とする。

(試験の種類)

第9条 試験は定期試験、臨時試験、追試験及び再試験に分ける。

2 試験の期日、方法等については、授業科目担当者が定める。

3 授業実施時間の3分の2以上出席しない者は、定期試験を受験できない場合がある。

(追試験)

第10条 追試験は定期試験を受験できなかった場合に、次の各号の一に該当する者に対し、本人からの願出により、許可を得た者について行う。

- (1) 病気により欠席した者
- (2) 1親等及び2親等の親族並びに配偶者の死亡により欠席した者
- (3) 罹災のため欠席した者
- (4) 交通機関のストライキ及び事故で欠席した者
- (5) 就職試験を受験するために欠席した者
- (6) 学会に出席するために欠席した者

2 追試験を受けようとする者は、受験できなかった授業科目の試験日（病気等で受験できなかったときは、その最終の日）の翌日から起算して1週間以内に欠席届及び追試験許可願に理由を明記し、かつ次の各号の一に掲げる書類を添えて、学長に願出しなければならない。この場合、急を要する時には取り敢えず教務課に連絡のうえ、事後速やかに所定の手続をとらなければならない。

- (1) 医師の診断書
- (2) 死亡に関する公的証明書
- (3) 罹災を証明する関係機関の証明書
- (4) 交通機関の証明書
- (5) 受験先の証明書又は通知書
- (6) 学会のプログラムまたは関係箇所の写し

3 追試験は、当該科目の試験日から原則として2週間以内に行う。

(再試験)

第11条 再試験は、特論講義の必修科目についてのみ実施することがある。

2 再試験を受験する者は、所定の期日以内に再試験受験願を教務部に提出しなければならない。願出のない場合には、その授業科目は放棄したものとみなし、以後の試験を受験することができない。

3 再試験の成績は、学則第35条の規定にかかわらず、最高点を69点とし、59点以下を合格とする。

4 再試験受験料は1科目2,000円とする。なお、再試験受験願提出期限後の受験料は、1科

目につき 3,000 円とする。

(後期入学者の履修及び学年)

第 12 条 学則第 21 条の規定により後期の始め
に入学を許可された者の学年は、後期から履修
を開始し、翌年度前期末までを 1 学年とする。

附 則

(略)

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、2012 年 4 月 1 日
から施行する。
- 2 2011 年度以前の入学生については、なお、
従前の例による。

附 則

この規程（一部改正）は、2015 年 4 月 1 日から
施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2016 年 4 月 1 日から
施行する。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、2017 年 4 月 1 日
から施行する。
- 2 2016 年度以前の入学生については、改正後
の第 6 条及び第 8 条第 1 号、第 8 条の 2 の規
定並びに別表 1 及び別表 2 にかかわらず、な
お従前の例による。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、2017 年 10 月 1
日から施行する。
- 2 研究科薬学専攻がん薬物療法を専門とする
薬学研究者養成コースに在籍する学生につい
ては、改正後の別表 1 の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

附 則

この規程（一部改正）は、2019 年 4 月 1 日から
施行する。

別表 1 (薬学専攻授業科目一覧)

授 業 科 目	区分	博士課程	区分	博士課程
		開設年次 及び単位数		個別化がん薬物療法を 専門とする薬剤師 養成コース
				開設年次及び単位数
		1～4年次		1～4年次
創薬科学特論 1	○	1	●	1
創薬科学特論 2	○	1	△	1
生命分子科学特論 1	○	1	●	1
生命分子科学特論 2	○	1	●	1
病因病態分析学特論	○	1	△	1
分子病態学特論 1	○	1	△	1
分子病態学特論 2	○	1	●	1
投与設計薬学特論 1	○	1	△	1
投与設計薬学特論 2	○	1	△	1
臨床薬学特論	○	1	△	1
医薬品評価科学特論	○	1	●	1
感染制御学特論	○	1	△	1
研究倫理特論	●	1	●	1
薬学英語特論	△	1	△	1
総合薬学セミナー	●	2	●	2
薬学研究演習	●	4	●	4
課題研究	●	20	●	20

- (備考) 1. ●印は必修科目、○印は選択科目、△印は自由科目を示す。
2. 授業科目名における「1」は基礎の科目、「2」は応用の科目を示す。

別表2（薬科学専攻授業科目一覧）

授業科目	区分	博士前期課程		博士後期課程
		開設年次及び単位数		
		1 年次	2 年次	1 ～ 3 年次
創薬科学特論 1	○	1		
生命分子科学特論 1	○	1		
病因病態分析学特論	○	1		
分子病態学特論 1	○	1		
投与設計薬学特論 1	○	1		
感染制御学特論	○	1		
研究倫理特論	●	1		1
薬学英語特論	△	1		1
公開セミナー	●		2	
演習	●	4		
課題研究	●	18		
総合薬学セミナー	●			2
薬科学研究	●			4
薬科学研究演習	●			4

（備考）1. ●印は必修科目、○印は選択科目、△印は自由科目を示す。

2. 授業科目名における「1」は基礎の科目を示す。

06 京都薬科大学学位規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに京都薬科大学学則（以下「学則」という。）第40条第3項及び京都薬科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第41条の規定に基づき、京都薬科大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学士（薬学）
- (2) 修士（薬科学）
- (3) 博士（薬学）
- (4) 博士（薬科学）

(学位授与の要件)

第3条 前条第1号の学位は、学則第40条第1項に定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 前条第2号、第3号及び第4号の学位は、大学院学則第39条、同第40条第1項及び第2項の規定に基づき、本学大学院研究科の課程を修了した者に授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院学則第40条第3項及び第4項の規定に基づき、学位論文を提出のうえ、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了して学位を授与された者と同等以上の学力を有すると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与する。

(学位授与の申請)

第4条 前条第2項の規定により、本学大学院研究科の課程を経て学位の授与を申請する者は、別に定める学位授与申請書に学位論文、附属書類及び論文審査料を添えて学長に提出するものとする。

2 前条第3項の規定により、本学大学院研究科の博士課程を経ないで博士の学位の授与を申請する者は、別に定める学位授与申請書に学位論文、附属書類及び論文審査手数料を添えて学長に提出するものとする。

3 前各項の規定により提出した学位授与申請書、学位論文、附属書類及び納付した論文審査料または論文審査手数料は還付しない。

4 論文審査料

博士前期課程

10,000円

博士後期課程

50,000円

博士課程

50,000円

論文審査手数料（予備審査手数料を含む）

310,000円

(学位論文)

第5条 修士及び博士の学位論文は1編とする。この場合において、参考論文を添付することができる。

2 学長は、論文審査のため必要があるときは、論文の訳本、模型、標本その他を提出させることができる。

(審査委員会)

第6条 学長は、第4条及び前条の規定に基づく学位論文が提出されたときは、大学院学則第36条に規定する審査委員会を設置するものとする。

2 前項の審査委員会の委員は、学長が大学院学則第9条第2項に規定する大学院適合教員の教授のうちから任命する主査1名、副査2名以上の者をもって構成する。この場合において、学長が必要と認めたときは、他大学大学院又は研究所等の教員等を審査委員会の委員に任命することができる。

(最終試験、試験及び学力の確認)

第7条 第3条第2項に該当する者の最終試験及び同条第3項に該当する者の試験は、学位論文を中心として、当該学位論文に関連する科目について行う。

2 学力の確認は、筆記又は口頭試問により行うものとし、必要に応じて外国語を課す場合がある。

3 前項の規定にかかわらず、審査委員会は、学位の授与を申請する者の経歴及び提出された学位論文以外の業績を審査した結果、筆記又は口頭試問の全部又は一部を行う必要がないと認められるときは、学長の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって筆記又は口頭試問の全部又は一部に代えることができる。

(審査期間)

第8条 第4条第1項の規定に基づき提出される学位論文のうち、修士学位論文については、学生が本学大学院在学中に提出し、当該学生が存在すべき所定の期間内に審査及び最終試験を終了するものとする。

2 第4条第1項の規定に基づき提出される学位論文のうち、博士学位論文については、その提出された日から3月以内に論文の審査及

び最終試験を終了しなければならない。

- 3** 第4条第2項の規定に基づき学位論文が提出されたときは、その提出された日から1年以内に論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会とは、学位論文の審査、最終試験又は試験及び学力の確認を終了したときは、論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、最終試験又は試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、学長に報告するものとする。

- 2** 前項の規定にかかわらず、審査委員会は、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験又は試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合において、最終試験又は試験結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨の添付を要しないものとする。

(教授会及び研究科教授会の意見聴取)

第10条 学長は、教授会又は研究科教授会(以下「教授会等」という。)に前条に規定する報告の内容を説明し、学位を授与するか否かについて意見を聴くものとする。

- 2** 教授会等は、構成員全員(海外出張中、休職中その他教授会等がやむを得ない事由があると認めた者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければ、学長に対する教授会等の意見とすることはできない。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条第2項による教授会等の意見その他を参考に学位授与の可否を決定し、学位を授与する者に対して、学士の学位には卒業証書・学位記を、修士及び博士の学位には学位記を交付し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2** 本学から博士の学位を授与された者は、前項の規定による公表については、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うも

のとする。

(学位の名称)

第14条 本学から学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、これに本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第15条 本学から学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、当該学位の授与を取り消し、卒業証書・学位記又は学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2** 前項に規定する教授会等の意見とすることについては、第10条第2項の規定を適用する。(登録等)

第16条 学長は、学位を授与したときは学位簿に登録するものとし、博士の学位を授与したときは、学位規則等12条の規定に基づき、当該学位を授与した日から3月以内に所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(補則)

第17条 この規程で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

- 1** この規程は、1977年4月1日から施行する。
2 現行の京都薬科大学学位規程(1966年10月1日制定)は廃止する。

ただし、1976年度以前の入学生に対しては、なお従前の例による。

(中略)

附則

- 1** この規程(一部改正)は、2003年4月1日から施行する。

附則

- 1** この規程(一部改正)は、2010年4月1日から施行する。
2 2009年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附則

この規程(一部改正)は、2011年12月21日から施行する。

附則

- 1** この規程(一部改正)は、2012年4月1日から施行する。
2 2011年度以前の入学生については、なお、従前の例による。
3 第3条第3項に定める課程によらない博士の学位授与について、薬学専攻博士課程(4年)

及び薬科学専攻博士後期課程については、2014年4月1日から適用とする。

附 則

- 1 この規程（一部改正）は、2013年4月18日から施行し、2013年4月1日から適用する。
- 2 第12条及び第13条に定める学位論文の公表については、2013年4月1日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 2012年4月1日施行の附則第3項は、削除する。
- 2 この規程（一部改正）は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2015年4月1日から施行する。

07 京都薬科大学奨学金規則

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この規則は、京都薬科大学学則第54条第2項の規定に基づき、京都薬科大学（以下「本学」という。）の奨学金制度に関し必要な事項を定める。

(運営資金)

第2条 この奨学金制度は、本学初代学長藤井勝也氏の遺族から寄せられた寄付金を原資に、本学の役員、職員、卒業生、篤志家等からの寄付による奨学金及び本学の拠出金を加えた資金を奨学基金とし、原則としてその運用収入及び第12条に規定する返還金により運営する。

2 前項に規定する寄付金及び寄付による奨学金は、別表のとおりとする。

(管理及び運用)

第3条 前条第1項に規定する奨学基金は、厳格に管理するとともに、学校法人京都薬科大学資金運用規則の定めるところにより、確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(奨学金の種類等)

第4条 奨学金は、給付型奨学金及び貸与型奨学金とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部特待生給付型奨学金
- (2) 大学院新入生給付型奨学金
- (3) 学部在学学生給付型奨学金
- (4) 遠隔地出身学生給付型奨学金
- (5) 外国人留学生奨学金
- (6) 海外短期留学奨学金
- (7) 学部生貸与型奨学金
- (8) 大学院生貸与型奨学金

2 前項に規定する奨学金の給付又は貸与を受ける者を奨学生という。

第2章 給付型奨学金

(給付型奨学生の資格等)

第5条 給付型奨学生の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部特待生給付型奨学生は、次のとおりとする。
 - ア 本学学部新入生で、入学試験（指定校推薦及び公募型推薦入試を除く。）成績の上位者
 - イ 前アの者のうち、2年次以降においても上位の学業成績を修めた者。ただし、

休学中の者を除く。

- (2) 大学院新入生給付型奨学生は、本学大学院新入生（前年度後期入学者を含む。）とし、入学試験成績及び人物ともに特に優秀であると認められる者とする。
- (3) 学部在学学生給付型奨学生は、本学学部2年次から6年次に在学し、学業成績が特に優秀であると認められる者（以下「成績優秀奨学生」という。）又は研究活動、課外活動、ボランティア活動などにおいて他の学生の模範となり得る活動を行い、顕著な実績又は成果を挙げた者（以下「研究・課外活動優秀奨学生」という。）とする。ただし、休学中の者を除く。
- (4) 遠隔地出身学生給付型奨学生は、自宅（保証人の居住地等をいう。）が近畿2府4県以外にあり、下宿生活をしている本学学部在学学生で、当該学生の父と母又はこれに代わって家計を支えている者（以下「主たる家計支持者」という。）の1年間の総所得金額が、「私立大学等経常費補助金（特別補助）の授業料減免事業等支援」に定める家計基準額以下である者とする。ただし、休学中の者を除く。

2 外国人留学生奨学金及び海外短期留学奨学金に係る奨学生の資格、奨学金の額、申請方法その他必要な事項は、それぞれ別に定める。

(給付型奨学金の額等)

第6条 給付型奨学金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部特待生給付型奨学金
1人年額 半期授業料相当分
- (2) 大学院新入生給付型奨学金
1人年額 半期授業料相当分
- (3) 学部在学学生給付型奨学金
1人年額 5万円から20万円まで
- (4) 遠隔地出身学生給付型奨学金
1人年額 60万円（月額5万円）

2 給付型奨学生の採用人員は、予算の範囲内で決定する。

3 学部特待生給付型奨学生は、成績優秀奨学生となることはできない。ただし、2年次から6年次までの間において、次条第1項の規定により学部特待生給付型奨学生の資格を喪失した年次に限り、成績優秀奨学生となることができる。

4 学部在学学生給付型奨学金及び遠隔地出身学

生給付型奨学金は、同一学生への継続給付を妨げない。

(学部特待生給付型奨学生資格の喪失及び誓約)

第7条 学部特待生給付型奨学生は、入学後直ちに休学したとき、2年次から6年次までの間で上位の成績を確保できなかった年次のときは、その資格を一時的に喪失するものとする。

2 学部特待生給付型奨学生であった者が、入学後2年以内に退学したときは、原則として在学中に受給した学部特待生給付型奨学金の全額を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

3 学部特待生給付型奨学生は、最初の奨学金が給付されるまでに、前2項の規定に関する本学所定の誓約書を提出しなければならない。

(遠隔地出身学生給付型奨学生の資格等変更の届出及び資格の取消)

第8条 遠隔地出身学生給付型奨学生は、第5条第1項第4号に定める奨学生の資格(保証人の居住地等をいう。)に変更が生じたとき、及び下宿先を移転したときは、遅滞なく本学に届け出なければならない。

2 遠隔地出身学生給付型奨学生は、前項の届出を怠ったとき、虚偽の申請若しくは報告を行ったとき、又は本学を退学したときは、原則として奨学生の資格を取り消され、在学中に受給した遠隔地出身学生給付型奨学金の全額を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

3 遠隔地出身学生給付型奨学生は、最初の奨学金が給付されるまでに、前2項の規定に関する本学所定の誓約書を提出しなければならない。

第3章 貸与型奨学金

(貸与型奨学生の資格)

第9条 貸与型奨学生の資格は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本学学部又は大学院に在学し、休学中でない者

(2) 経済的事由より授業料等の学費の納付が困難である者

(3) 学業成績が良好であると認められる者

(貸与型奨学金の額等)

第10条 貸与型奨学金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学部生の貸与型奨学金

年額授業料の2分の1以内

(2) 大学院生の貸与型奨学金

年額授業料の範囲内

2 貸与型奨学生の採用人員は、予算の範囲内で決定する。

3 貸与型奨学生の採用は、在学中1回限り(本学の学部から本学大学院に進学した場合を含む。)とする。

4 前項の規定にかかわらず、主たる家計支持者の死亡等により家計が急変し、授業料等の学費の納付が特に困難な事情が生じた学生については、2回目の貸与を認めることがある。

5 貸与する奨学金は、無利息とする。

(借用証書)

第11条 貸与型奨学生として奨学金を貸与された者(以下「本人」という。)は、本学所定の奨学金借用証書(以下「借用証書」という。)を提出しなければならない。

2 借用証書には、本人及び連帯保証人2名が連署・押印し、貸与奨学金総額の返還を誓約しなければならない。

3 本人は、借用証書に署名した者の氏名、住所等に変更があったときは、直ちに本学に届け出なければならない。

(返還方法)

第12条 貸与型奨学生は、卒業又は修了後において貸与を受けた奨学金を別に定める方法により本学に返還しなければならない。

2 貸与型奨学生が退学となったときは、直ちに貸与を受けた奨学金の全額を返還しなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、必要に応じ前項の規定に準じて返還させることがある。

(延滞金)

第13条 貸与型奨学生であった者が、正当な理由なく返還期日までに奨学金を返還しないときは、当該返還金額に返還期日の翌日から返還する日(納付日)までの日数に応じ、年5パーセントの延滞金を徴収する。この場合において、延滞金が1,000円未満であるときは、延滞金を徴収しないものとし、延滞金に100円未満の端数があるときは、当該端数の額は徴収しないものとする。

(返還猶予及び返還免除)

第14条 貸与型奨学生であった者が、災害、傷病、疾病、大学院への進学等正当な理由により奨学金の返還猶予を願い出たときは、その返還を一定期間猶予することがある

2 貸与型奨学生又は貸与型奨学生であった者が死亡し、又は重度の心身障害等のため奨学金の返還が不能となったときは、連帯保証人又は本人の願い出によりその全部又は一部の

返還を免除することがある。

- 3 前2項の規定により奨学金の返還猶予又は返還免除された連帯保証人又は本人は、返還期日その他について本学の指示に従わなければならない。

第4章 申請手続、選考方法及び決定等

(申請手続及び選考方法等)

- 第15条 給付型奨学金（外国人留学生奨学金及び海外短期留学奨学金を除く。）及び貸与型奨学金に係る選考基準、奨学生候補者の選考方法、申請手続、給付時期等に関し必要な事項は、別に定める。

(奨学生の決定)

- 第16条 奨学生は、学生部委員会の審査の結果を参考に、学長が必要に応じ理事長と協議のうえ、決定する。この場合において、新入生にかかる学部特待生給付型奨学生及び遠隔地出身学生給付型奨学生については、本学への入学をもって正式決定とする。

- 2 学長及び事務局長は、前項に規定する学生部委員会の審査に立ち会うことができる。

第5章 奨学生資格の取消及び奨学金の給付取消

(奨学生資格の取消及び奨学金の給付取消)

- 第17条 第7条第1項及び第8条第2項に定めるもののほか、奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学生の資格及び奨学金の給付又は貸与を取り消しするとともに、給付又は貸与した奨学金の返還を求めることがある。

- (1) 虚偽の申請又は届出等を行ったとき。
- (2) 学生の本分にもとる行為により、奨学生として適当でないと認められたとき。

第6章 雑 則

(雑 則)

- 第18条 この規則に定めるもののほか、本学の奨学金制度に関し必要な事項は、学長が必要に応じ理事長と協議のうえ定める。

附 則

- 1 この規則は、1996年4月1日から施行する
- 2 藤井奨学金規程は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に貸与された奨学金等は、この規則による奨学金とみなす。ただし、これによりがたいものにあつては、学長が別に定めるものとする。

(中略)

附 則

この規則（一部改正）は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2006年6月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、教室の名称変更に関する規程に基づき、2008年2月1日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則

この規則（一部改正）は、2008年4月17日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則

この規則（一部改正）は、2009年4月16日から施行し、2009年4月1日から適用する。

附 則

この規則（一部改正）は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2010年4月22日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則

この規則（一部改正）は、2011年5月20日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則

この規則（一部改正）は、2012年5月18日から施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則

この規則（一部改正）は、2013年5月17日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則

この規則（一部改正）は、2014年5月14日から施行し、2014年4月1日から適用する。

附 則

この規則（一部改正）は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2015年5月11日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則

この規則（一部改正）は、2016年5月13日から施行し、2016年4月1日から適用する。

08 京都薬科大学奨学金規則施行細則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この細則は、京都薬科大学奨学金規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、給付型奨学金（外国人留学生奨学金及び海外短期留学奨学金を除く。）及び貸与型奨学金に係る選考基準、奨学生候補者の選考方法、申請手続、給付時期等に関し必要な事項を定める。

第2章 給付型奨学金

(給付型奨学金奨学生候補者の選考基準及び選考方法)

第2条 給付型奨学金奨学生候補者の選考基準及び選考方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学部特待生給付型奨学金

ア 新入生（1年次生）については、入学試験成績の順位が次のとおりの者を選考する。

- 一般A方式 第1位から第4位まで
- 一般B方式 第1位から第5位まで
- 一般C方式 第1位

イ 前アの者で、2年次生から6年次生までの間、前年次の成績が各年次の上位10位以内の者を選考する。

ウ 書類審査は、学生部委員会が実施する。

(2) 大学院新入生給付型奨学金

ア 入学試験の成績、面接及び試問により選考する。

イ 面接及び試問は、研究科長及び学生部委員会が実施する。

(3) 学部在学学生給付型奨学金

ア 学業成績が特に優秀であると認められる者（学部特待生給付型奨学生となる者を除く。）については、2年次生から5年次生までは、前年次の成績上位者を面接のうえ選考し、6年次生は、1年次から5年次までの総合成績の上位者を面接のうえ選考する。

イ 研究活動、課外活動、ボランティア活動などにおいて他の学生の模範となり得る活動を行い、顕著な実績又は成果を挙げた者（以下「研究・課外活動優秀奨学生」という。）については、書類審査及び面接により選考する。

ウ 書類審査及び面接は、学生部委員会が実施する。

(4) 遠隔地出身学生給付型奨学金

ア 新入生（1年次生）は、一般公募制推薦、一般A方式、一般B方式及び一般C方式の入学試験を受験した者のうちから、独立行政法人日本学生支援機構奨学生推薦基準に基づき算出した家計困窮点（以下「家計困窮点」という。）の上位者を選考する。

イ 2年次生から5年次生までは、前年次の成績が各年次の平均点以上である者のうちから、家計困窮点及び面接により選考する。この場合において、継続申請者を優先して選考する。

ウ 6年次生は、家計困窮点及び面接により選考する。この場合において、継続申請者を優先して選考する。

エ 書類審査及び面接は、学生部委員会が実施する。

(給付型奨学金に係る奨学生の選考時期)

第3条 給付型奨学金に係る奨学生の選考時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学部特待生給付型奨学金の新入生（1年次生）に係る奨学生の選考は、それぞれの入学試験の合格発表の前日までに行う。

(2) 2年次生以上の学部特待生給付型奨学金、大学院新入生給付型奨学金、学部在学学生給付型奨学金及び遠隔地出身学生給付型奨学金に係る奨学生の選考は、原則として当該年度の5月末までに行う。

(3) 遠隔地出身学生給付型奨学金の新入生（1年次生）に係る奨学生の選考は、原則として入学年度の前年度の12月末日までに行う。ただし、当初選考した奨学生の入学状況により追加して募集する奨学生の選考は、原則として当該年度の5月末までに行う。

(研究・課外活動優秀奨学生の推薦)

第4条 研究・課外活動優秀奨学生の推薦は、自己推薦及び本学の職員推薦とし、それぞれ所定の「給付型奨学金申請書兼推薦書（研究・課外活動優秀奨学生部門）」に所要事項を記載し、本学が指定する書類を添付のうえ、所定の期日までに事務局学生課（以下「学生課」という。）に提出しなければならない。

(遠隔地出身学生給付型奨学金の申請)

第5条 本学の一般公募制推薦、一般A方式、一般B方式及び一般C方式の入学試験に出願を予定する者（一般公募制推薦入試は合格者）で、入学後に遠隔地出身学生給付型奨学金の給付を希望する者は、所定の遠隔地出身学生給付型奨学金申請書（新入生用）に所要事項を記載し、必要な書類を添付のうえ、所定の期日までに学生課に提出しなければならない。

2 2年次生から6年次生までの者が、遠隔地出身学生給付型奨学金の申請をしようとするときは、所定の遠隔地出身学生給付型奨学金申請書（在学生用）に所要事項を記載し、必要な書類を添付のうえ、所定の期日までに学生課に提出しなければならない。

3 遠隔地出身学生給付型奨学生の継続を希望する者は、所定の遠隔地出身学生給付型奨学金継続申請書に所要事項を記載し、必要な書類を添付のうえ、所定の期日までに学生課に提出しなければならない。

(給付型奨学金の給付時期)

第6条 給付型奨学金の給付時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新入生に係る学部特待生給付型奨学金は、当該奨学生の入学等を確認のうえ、入学月の末日までに給付する。
- (2) 2年次生以上の学部特待生給付型奨学金、大学院新入生給付型奨学金及び学部在学生給付型奨学金については、原則として当該年度の6月末までに給付する。
- (3) 遠隔地出身学生給付型奨学金については、月額を月ごとに当該月の末日までに給付する。この場合において、1年次生については入学等を確認のうえ、入学月の末日までに入学月分を給付し、2年次生から6年次生までについては、4月から奨学生として決定された日の属する月までの奨学金を、最初の給付時に一括して給付する。

第3章 貸与型奨学金

(貸与型奨学金の申請受付時期)

第7条 貸与型奨学金の申請受付は、毎年10月に行う。ただし、家計の急変その他特別な事情により奨学金を貸与する必要が生じたときは、この限りでない。

(申請書類)

第8条 貸与型奨学金の申請を希望する者は、所定の貸与型奨学金申請書に所要事項を記載し、必要な書類を添付のうえ、所定の期日までに学生課に提出しなければならない。

(貸与型奨学金奨学生候補者の選考基準及び選考方法)

第9条 貸与型奨学金の奨学生候補者選考基準及び選考方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部生については、1年次生は原則として高校評定平均値が5.0満点で3.2以上（ただし、判定時は100点満点に換算）、2年次生以上は原則として前年次までの全履修科目の平均点が100点満点で70点以上であることを要件とし、貸与型奨学金の申請者の父と母又はこれに代わって家計を支えている者（以下「主たる家計支持者」という。）の1年間の総所得金額が、独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金に申請できる収入基準額（以下この条において「学生支援機構収入基準額」という。）以下である者から、家計困窮点を考慮して選考する。
- (2) 大学院生については、1年次生は入学選考の面接試問成績（博士前期課程は学力試験成績を含む場合がある。）が平均水準以上、2年次生以上は年次に応じた単位を取得し標準修業年限で修了できると認められ、主たる家計支持者の1年間の総所得金額が学生支援機構収入基準額以下である者から、家計困窮点を考慮して選考する。
- (3) 前2号に規定する家計困窮点が同値の場合は、必要に応じて主たる家計支持者の1年間の総所得金額の収入基準額に対する不足額により順位付けをすることができる。

2 貸与型奨学金に係る奨学生の選考は、学生部委員会において次条に規定する奨学金の交付日までに行う。

(貸与奨学金の交付時期)

第10条 貸与型奨学金は、原則として当該年度の11月末日までに交付する。ただし、第7条ただし書により貸与する奨学金については、その都度交付する。

(連帯保証人)

第11条 規則第11条第2項に規定する連帯保証人は、貸与奨学金返還の義務を履行できると認められる者2名とし、そのうちの1名は貸与型奨学生の主たる家計支持者とする。

(連帯保証人等変更届)

第12条 規則第11条第3項に規定する氏名、住所等の変更の届出は、所定の連帯保証人記載事項変更届又は奨学生記載事項変更届を学生課に提出することにより行うものとする。

(貸与型奨学金の返還方法)

第13条 規則第12条第1項の規定に基づき、貸与型奨学金の返還方法について次の各号のとおり定める。

- (1) 貸与奨学金は、原則として分割して返還するものとし、卒業又は修了した年の12月に10万円を、以後、返還が完了するまでの間、毎年7月及び12月に各10万円を返還するものとする。この場合において、貸与奨学金の総額に10万円未満の端数があるときは、その端数を最終回の返還額とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、2回目の貸与を受けた者の返還方法は、卒業又は修了した年の12月に15万円を、以後、返還が完了するまでの間、毎年7月及び12月に各15万円を返還するものとする。この場合において、貸与奨学金の総額に15万円未満の端数があるときは、その端数を最終回の返還額とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、貸与奨学金の返還は、未返還額を一括して返還することができる。

2 貸与奨学金の返還に係る事務上の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(延滞金の徴収方法等)

第14条 規則第13条に規定する延滞金は、原則として延滞金を徴収する原因となった期の返還金の次期以降の返還金に加算して徴収する。

(貸与奨学金返還猶予願及び返還免除願)

第15条 規則第14条第1項に規定する貸与奨学金の返還猶予を願い出る者は、当該返還金の返還期日までに所定の奨学金返還猶予願に所要事項を記載し、その理由を証明する書類を添付のうえ、学生課に提出しなければならない。ただし、事情やむを得ない事由により返還期日までに提出できないときは、返還期日経過後において速やかにその事由を付して提出することができる。

2 規則第14条第2項に規定する貸与奨学金の返還免除を願い出る者は、所定の奨学金返還免除願に所要事項を記載し、その理由を証明する書類を添付のうえ、学生課に提出しなければならない。

3 返還猶予期日及び前2項に規定するそれぞれの願い出に係る決定は、規則第16条の規定を準用する。

第4章 決定通知及び奨学金の給付方法等 (奨学生の決定通知)

第16条 学長は、規則第16条第1項の規定により奨学生を決定したときは、奨学生本人及び当該奨学生の保証人に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、新入生（1年次生）に係る学部特待生給付型奨学金の奨学生については、当該奨学生が受験した入学試験の合格通知書と合わせて奨学生本人のみに通知するものとし、本学への入学希望者で遠隔地出身学生給付型奨学金の奨学生となった者については、原則として入学予定年度の前年度の12月末日までに奨学生本人のみに通知する。

(奨学金の給付又は貸与方法等)

第17条 奨学金の給付又は貸与は、奨学生の指定する金融機関の本人名義の預金口座に振り込むものとし、前条に定める通知を受けた奨学生は、直ちに所定の「口座振込依頼書」により当該預金口座を学生課に届け出なければならない。ただし、本学への入学を希望する遠隔地出身学生給付型奨学金の奨学生は、本学に入学後速やかに届け出るものとする。

第5章 雑則

(雑則)

第18条 この細則に定めるもののほか、本学の奨学金（外国人留学生奨学金及び海外短期留学奨学金を除く。）に係る選考基準、奨学生候補者の選考方法、申請手続等に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

1 この細則は、1996年4月1日から施行する。
(中略)

附則

この細則（一部改正）は、2002年6月20日から施行する。

附則

この細則（一部改正）は、2004年4月1日から施行する。

附則

この細則（一部改正）は、2008年4月17日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附則

この細則（一部改正）は、2009年4月7日から施行し、2009年4月1日から適用する。

附則

この細則（一部改正）は、2010年4月1日から施行する。

附則

この細則（一部改正）は、2012年9月1日から施行する。

附 則

この細則（一部改正）は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則（一部改正）は、2018 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 2018 年度以前の入学生にかかる遠隔地出身学生給付型奨学金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 京都薬科大学給付型及び授業料減免型奨学金規則施行細則は、廃止する。

09 京都薬科大学法令等に係る授業料等減免規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、京都薬科大学（以下「本学」という。）における法等による入学金及び授業料（以下「授業料等」という。）の減免の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象者等)

第2条 この規則による減免の対象者は、本学に在学する学部生のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法第8条第1項の規定に基づき、授業料等減免対象者として認定した者
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）が給付型奨学金の奨学生として認定した者

第2章 入学金の減免

(減免資格及び減免額)

第3条 入学金を減免することができる者は、学部の新入生であって、前条各号に定める者のうち、4月1日付の認定を受けた者とする。

2 入学金は、全額を減免する。

(減免の時期等)

第4条 本学への入学手続時に納付すべき入学金の徴収猶予は行わないものとし、前条の規定により入学金を減免される者については、入学後に全額を返還する。

2 前項の規定による入学金の返還は、当該学生の指定する金融機関の本人又は本人の父と母又はこれに代わって家計を支えている者（以下「主たる家計支持者」という。）名義の預金口座に振り込むものとし、入学金減免の通知を受けた者は、直ちに所定の「口座振込依頼書」により当該預金口座を事務局学生課（以下「学生課」という。）に届け出なければならない。

(減免の申請等)

第5条 入学金の減免を受けようとする者は、所定の期限までに、次の各号に掲げる書類を、学生課に提出しなければならない。

- (1) 法等に基づく給付型奨学金の予約採用者（以下「予約採用者」という。）

ア 本学所定の授業料等減免申請書（連帯保証人（主たる家計支持者とする。以下同じ。）が署名・押印したもの）

イ 支援機構からの給付型奨学金選考結果通知書の写し

ウ 本学が必要と認める書類

(2) 予約採用者以外の者

ア 本学所定の授業料等減免申請書（連帯保証人が署名・押印したもの）

イ 支援機構への給付型奨学金申請書の写し

ウ 支援機構からの給付型奨学金選考結果通知書の写し

エ 本学が必要と認める書類

2 予約採用者は、前項第1号に定めるもののほか、第7条第1項第1号に規定する授業料の減免を申請するとともに、本学を経て支援機構に進学届を提出しなければならない。

3 予約採用者以外の者は、第1項第2号に定めるもののほか、第7条第1項第2号に規定する授業料の減免を申請するとともに、支援機構に対し、本学を経て給付型奨学金の申請をしなければならない。

第3章 授業料の減免

(減免資格及び減免額)

第6条 授業料を減免することができる者は、第2条各号に定める者とする。

2 授業料は、当該年度の各学期に納付すべき授業料のそれぞれ半額を減免する。この場合において、授業料等減免対象者として認定された者（以下「減免者」という。）は、定期の継続手続を行い、引き続き減免者として認定されることにより、標準修業年限で卒業するまで毎年度・毎学期同額を減免する。

(減免の申請等)

第7条 授業料の減免を申請しようとする者は、所定の期限までに、次の各号に掲げる書類を、学生相談員又は分野主任（以下「学生相談員等」という。）を経て学生課に提出しなければならない。なお、新入生の予約採用者については、直接、学生課に提出する。

(1) 予約採用者

ア 本学所定の授業料等減免申請書（連帯保証人が署名・押印したもの）

イ 支援機構からの給付型奨学金選考結果通知書の写し

ウ 本学が必要と認める書類

- (2) 予約採用者以外の者（2 年次以上の在学生及び、緊急採用者を含む。以下同じ。）

ア 本学所定の授業料等減免申請書（連帯保証人が署名・押印したもの）

イ 支援機構への給付型奨学金申請書の写し

ウ 支援機構からの給付型奨学金選考結果通知書の写し

エ 本学が必要と認める書類

（減免申請者に係る授業料の徴収猶予）

第 8 条 授業料の徴収猶予は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の入学試験の合格者かつ予約採用者で、前条に定める授業料の減免を申請しようとする者は、本学への入学手続時に納付すべき授業料の徴収を猶予（自治会費、教育後援会費、京業会入会費、卒業研究・演習費を除く。以下同じ。）する。ただし、指定校制推薦入学試験及び一般公募制推薦入学試験の合格者、及び、学部の新入生で予約採用者以外の者については、入学手続時に納付すべき授業料の徴収は、猶予しない。

- (2) 2 年次以上の在在学生については、前条第 1 項第 2 号に規定する提出することにより、当該期の授業料の徴収を猶予する。

- 2 前項第 1 号の規定に該当する者は、入学手続時に提出する入学関係書類とともに、前条第 1 項各号に定める書類を本学に提出しなければならない。

- 3 授業料の減免を許可された者は当該学期の授業料の半額を、許可されなかった者は当該学期の授業料の全額を、本学が指定する日までに納付しなければならない。

- 4 指定校制推薦入学試験及び一般公募制推薦入学試験の合格者、及び、学部の新入生で予約採用者以外の者が減免者となった場合は、第 4 条第 2 項の規定に準じて入学年度の前期授業料の半額を返還する。

（許可基準）

第 9 条 授業料等の減免に係る許可基準は、省令に定める基準による第 III 区分以上の要件を満たすものとする。

第 4 章 許可の判定及び通知

（許可の判定）

第 10 条 給付型奨学金の支給対象者として支援機構から認定を受けた学生について、法第 8 条第 1 項の規定に基づく授業料等減免対象者としての認定は、学生部委員会（以下「委員

会」という。）の審査を参考に学長が行う。

- 2 学長及び事務局長は、前項の規定する委員会の審査に立会い、意見を述べることができる。

（判定結果の通知等）

第 11 条 学長は、前条の規定により判定した結果について、直ちに申請者に通知する。

第 5 章 授業料等減免の取消し

（授業料等減免者認定の取消し）

第 12 条 学長は、法第 12 条その他関係法令等の定めるところにより、授業料等の減免者としての認定を取り消すものとし、支援機構から給付型奨学金の支給対象者の認定を取り消された場合も同様とする。

（減免の取消し）

第 13 条 授業料等の減免を許可された者は、前条によりその事由が消滅したときは速やかに学生課に申し出なければならない。

- 2 学長は、前項の申出があった場合又は虚偽の申請が判明した場合は、委員会の審査を参考にその許可を取り消すことができる。

- 3 前項の規定により授業料等の減免を取り消された者は、取り消しにより減免を行わないこととなる月以降の授業料として、正規の授業料を月割計算した額を納付しなければならない。

第 6 章 雑 則

（事務等）

第 14 条 この規則による授業料等の減免及び徴収猶予に関する事務は、学生課において処理する。

- 2 学生課、会計課及び入試課は、授業料等の減免及び徴収猶予に係る申請状況、判定又は認定結果、許可の取り消し等に関する情報を共有するとともに、それぞれの所管業務を適正かつ効率的に処理するため、連携しなければならない。

（雑 則）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、法等に基づく学生の授業料等の減免及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

10 京都薬科大学授業料減免及び徴収猶予規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、京都薬科大学学則（以下「大学学則」という。）第43条第1項及び京都薬科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第42条第4項に定めるもののほか、京都薬科大学（以下「本学」という。）が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）その他関係法令等（以下「法令等」という。）に基づく授業料等の減免制度以外で、本学が独自に実施する授業料の減免及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本学が独自に実施する授業料の減免及び徴収猶予は、経済的な理由により授業料の納付が困難であり、かつ、勉学意欲の強い学生に対し、経済的負担を軽減することにより勉学及び研究環境を改善し、薬学分野における優秀な人材の育成を図ることを目的とする。

(対象者等)

第3条 この規則の対象者は、法令等による授業料等減免対象者と認定されない者であって、国費外国人留学生（政府派遣を含む。）を除く学部及び大学院の正規課程に在学する学生（以下「学生」という。）とする。ただし、私費外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表1に定める「留学」の資格を有する者）に係る授業料の減免及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

第2章 授業料の減免

(減免の資格及び額)

第4条 学生（私費外国人留学生を除く。以下同じ。）が、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績又は研究業績等が優秀であると認められる場合は、当該年度に納付すべき授業料の半額（前期又は後期の授業料のどちらか）を減免することができる。

2 前項に規定するもののほか、学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を減免することができる。ただし、当該事由発生時期が、当該期の授業料納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期の授業料を納付していない場

合においては、当該期の授業料を減免することができる。

(1) 前期又は後期の授業料の納付期限前6ヵ月以内（入学年度の授業料減免に係る場合は、後期の授業料納付期限前1年以内）において、学生の父と母又はこれに代わって家計を支えている者（以下「主たる家計支持者」という。）が死亡、失業、廃業、風水害等の災害その他の事由により家計が急変したことにより、授業料の納付が著しく困難となった者で、学業成績又は研究業績等が良好であると認められる場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

3 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、授業料の減免を許可しない。

(1) 留年又は標準修業年限を超えて在学している者

(2) 授業料の減免を受けようとする学期前の授業料が未納である者

(3) 学生の身分にもとる行為のあった者

4 同一学生の在学中における授業料の減免を許可できる回数は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学部学生 6回

(2) 大学院博士前期課程学生 2回

(3) 大学院博士後期課程学生 3回

（本学博士前期課程在学時の回数は含まない。）

(4) 大学院博士課程学生 4回

（本学学部在学時の回数は含まない。）

5 授業料の減免は、予算の範囲内において許可するものとする。

(減免の申請等)

第5条 授業料の減免の許可は、原則として学期ごとに行うものとし、授業料の減免を申請しようとする者は、当該期の授業料納付期限までの所定の期間内（前条第2項による申請は随時とする。）に、次の各号に掲げる書類を学生相談員又は分野主任（以下「学生相談員等」という。）を経て事務局学生課（以下「学生課」という。）に提出しなければならない。ただし、私費外国人留学生を除き、学部及び大学院の1年次生は、前期授業料に係る減免申請はできないものとする。

- (1) 本学所定の（独自）授業料減免申請書（連帯保証人（主たる家計支持者とする。以下同じ。）が署名・押印したもの）
- (2) 市区町村長発行の所得に関する証明書
- (3) 申請の事由により本学が必要と認める書類（主たる家計支持者の死亡を証明する書類、罹災証明書など）

2 授業料の減免を申請した者に対しては、許可の可否が判定されるまでの間、授業料の徴収を猶予（卒業研究・演習費を除く。）するものとし、減免を許可されなかった者は、本学が指定する日までに当該期分の授業料を納付しなければならない。

（許可基準）

第6条 第4条第1項に規定する授業料の減免に係る家計及び学業成績又は研究業績等の許可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 家計基準は、原則として減免を申請する学生の主たる家計支持者の前年1年間（1月から12月まで）の総所得金額が次のとおりであって、審査については家庭事情その他を勘案する。

- ア 給与所得者 600万円以下
- イ 給与所得者以外 250万円以下

- (2) 学業成績又は研究業績等の基準は、次のとおりとする。

ア 学部1年次生は、当該学生が受験した入学試験の成績が、入学者の上位30パーセント以内である者とする。ただし、指定校推薦入試受験者は、全員を学業成績が優秀と認めるものとする。

イ 学部2年次生から5年次生までは、原則として同年次の前年次の履修科目の平均点に5点を加算した点数以上である者とし、6年次生は、1年次から5年次までの総合成績の上位30パーセント以内の者とする。

ウ 大学院1年次生は、入学者全員を学業成績及び研究業績等が優秀と認める。

エ 大学院2年次生以上は、年次に応じた単位を取得している者で、指導教員が研究業績及び研究に対する姿勢その他を評価し、研究業績等が優秀と認める者とする。

2 第4条第2項に規定する授業料の減免に係る家計及び学業成績又は研究業績等の許可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 家計基準は、独立行政法人日本学生支援機構が定める第一種奨学金における緊急採用奨学金の家計基準を準用する。
- (2) 学業成績又は研究業績等の基準は、次

のとおりとする。

ア 学部1年次生は、当該学生が受験した入学試験の成績が、入学者の上位50パーセント以内である者とする。ただし、指定校推薦入試受験者は、全員を学業成績が良好と認めるものとする。

イ 学部2年次生から5年次生までは、同年次の前年次の履修科目の平均点以上である者、または、本学の指定する学修計画書により、学習の意欲や目的、将来像等が確認できる者

ウ 学部6年次生は、1年次から5年次までの総合成績の上位50パーセント以内の者、または、本学の指定する学修計画書により、学習の意欲や目的、将来像等が確認できる者

エ 大学院1年次生は、入学者全員を学業成績及び研究業績が良好と認める。

オ 大学院2年次以上は、年次に応じた単位を取得している者で、指導教員が研究業績及び研究に対する姿勢その他を評価し、研究業績等が良好と認める者とする。

（減免の特例）

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額の授業料を減免する。

- (1) 死亡又は行方不明のため退学とされた場合は、未納の授業料の全額
- (2) 大学学則第24条第1号及び大学院学則第24条の2第1号の規定により、授業料の未納を理由に退学とされた場合は、未納の授業料の全額
- (3) 第3章の規定により、授業料の徴収を猶予されている者が、願い出により退学を許可された場合は、退学の翌月以降の授業料の全額

第3章 授業料等の徴収猶予

（徴収猶予の許可基準）

第8条 第5条第2項に定めるもののほか、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該期に付すべき授業料、在籍料、研究費・演習費（以下「授業料等」という。）の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料等の納付が困難であり、かつ、学業成績又は研究業績等が良好であると認められる場合
- (2) 学生又は主たる家計支持者が風水害等の災害を受け、授業料等の納付期限まで

に納付することが困難であると認められる場合

- (3) 学生が行方不明の場合
- (4) その他やむを得ない事情により、授業料等の納付期限までに納付することが困難であると認められる場合

(徴収猶予の申請等)

第9条 授業料等の徴収猶予の許可は、原則として学期ごとに行うものとし、授業料等の徴収猶予を申請しようとする者（学生が行方不明の場合は、主たる家計支持者などの代理人。以下「申請者」という。）は、当該期の授業料等納付期限までの所定の期間内に、次の各号に掲げる書類を学生相談員等を経て学生課に提出するものとする。ただし、学部及び大学院の1年次生は、前期授業料等に係る徴収猶予の申請はできないものとする。

- (1) 本学所定の授業料等徴収猶予申請書（連帯保証人が署名・押印したもの）
- (2) 申請の事由により本学が必要と認める書類（罹災証明書など）

2 前項の規定にかかわらず、授業料の免除を申請した者のうち、判定の結果、免除が許可されなかったため徴収猶予の申請をしようとする者は、第5条第2項に規定する授業料納付期日までに、申請しなければならない。

3 前2項の規定により授業料等の徴収猶予を申請した者に対しては、許可の可否が判定されるまでの間、授業料等の徴収を猶予する。

4 授業料等の徴収猶予を許可されなかった者は、本学が指定する日までに当該期分の授業料等を納付しなければならない。

(徴収猶予の期間)

第10条 授業料等の徴収を猶予する最長期間は、原則として前期分については7月31日まで、後期分については翌年1月31日までとする。ただし、事情やむを得ない特別の事由があると認められる場合は、当該期を超えない範囲内で延長することができる。

2 授業料等の徴収を猶予した期間については、大学学則第24条第1号及び第42条並びに大学院学則第24条の2第1号及び第42条第3項の規定は適用しない。

第4章 許可の判定及び通知

(許可の判定)

第11条 授業料の免除及び徴収猶予の許可の判定は、次の各号に掲げる期日までに、学生部委員会（以下「委員会」という。）の審査を参考に学長が行う。ただし、第9条第2項の規定に基づき申請されたものは、申請後速やかに審査、判定、通知等を行うものとする。

に審査、判定、通知等を行うものとする。

- (1) 前期分 5月20日
- (2) 後期分 11月20日

2 学長及び事務局長は、前項に規定する委員会の審査に立ち会い、意見を述べるができる。

(判定結果の通知等)

第12条 学長は、前条の規定により判定した結果について、直ちに申請者に通知するとともに、事務局会計課に報告する。

第5章 授業料の免除又は徴収猶予の取消し

(免除又は徴収猶予の取消し)

第13条 授業料の免除又は徴収猶予を許可された者は、その事由が消滅したときは速やかに学生課に申し出なければならない。

2 学長は、前項の申出があった場合又は虚偽の申請が判明した場合は、委員会の審査を参考にその許可を取り消すことができる。

3 前項の規定により授業料の免除を取り消された者は、次の各号に掲げる区分に応じ、直ちに当該各号に掲げる額の授業料を納付しなければならない。

- (1) 第1項の申出により許可を取り消された場合は、当該事由の消滅した日の属する月以降の授業料として月割計算した額
- (2) 虚偽の申請が判明したことにより許可を取り消された場合は、当該虚偽の申請に係る期の授業料の全額

4 第2項の規定により授業料等の徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに当該許可の対象であった授業料等の全額を納付しなければならない。

第6章 雑則

(事務)

第14条 学生の授業料の免除及び徴収猶予に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、学生の授業料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この規則は、2018年11月1日から施行する。
この規則（一部改正）は、2020年4月1日から施行する。

11 京都薬科大学海外短期留学奨学金取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、京都薬科大学奨学金規則第5条第2項の規定に基づき、京都薬科大学（以下「本学」という。）に在学する1年次から3年次の学部学生（以下「学生」という。）の海外短期留学に対する奨学金（以下「奨学金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 奨学金は、本学の学生に海外における語学研修又は各種研修プログラム等に参加する機会を与え、海外における学習及び生活を通して、広い視野と豊かな感性を持った優秀な人材の育成に寄与することを目的とする。

(給付対象)

第3条 奨学金の給付対象となる海外留学は、留学期間が30日以内であり、かつ、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) ドイツ University of Freiburg が主催する海外留学事業
- (2) 米国 MCPHS (Massachusetts College of Pharmacy & Health Sciences) University が主催する海外留学事業

2 奨学金の給付対象となる学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学生相談員の推薦を得て、前項に規定する海外留学事業に申請した者
- (2) 所属分野等の分野主任又はセンター長等の推薦を得て、前項に規定する海外留学事業に申請した者

(申請手続)

第4条 奨学金の給付を受けようとする学生（以下「申請学生」という。）は、次の各号に掲げる書類を、本学が指定する期日までに事務局国際交流推進室（海外留学担当）に提出しなければならない。

- (1) 海外短期留学申込書 兼 奨学金申請書（別紙様式1）
- (2) 語学能力証明書
- (3) 健康診断書
- (4) パスポートのコピー
- (5) その他本学が指定する書類

(選 考)

第5条 奨学金の給付額及び採用人員は、当該年度の予算額に基づき、学内学業成績及び語学能力を考慮して国際交流推進委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て学長が決定

する。

(奨学金額)

第6条 第3条第1項に規定する事業に対する奨学金は、往復渡航費の一部補助として次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に係る事業
一人当たり 10万円
- (2) 第3条第1項第2号に係る事業
一人当たり 20万円

2 前項の奨学金の給付は、在学中いずれか1回に限るものとする。

(採用決定通知等)

第7条 学長は、奨学金の給付を決定したときは、申請学生及び在学保証書に記載の保証人に通知する。

2 前項の通知を受けた申請学生（以下「奨学生」という。）は、第3条第2項の規定により推薦を受けた学生相談員、分野主任又はセンター長等に採用決定の報告を行わなければならない。

(遵守事項及び誓約書の提出)

第8条 奨学生は、留学前及びも留学後において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学が定める留学に必要な各種費用の支払期限、各種書類等の提出期限
- (2) 本学が開催する事前及び事後研修への参加
- (3) その他本学が指示する事項

2 奨学生は、留学中において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 日本国の法令及びルール
- (2) 滞在先の法令及びルール
- (3) 本学引率職員が指示する事項
- (4) その他本学が指示する事項

3 奨学生は、海外短期留学に参加するにあたり、本学所定の誓約書を指定する期日までに事務局国際交流推進室（海外留学担当）を経て学長に提出しなければならない。

(奨学金の給付)

第9条 奨学金は、留学の出発日までに、奨学生の指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座に振り込む。ただし、留学受入先機関からの求めに応じて、本学が奨学生に代わり奨学金の全額又は一部を留学先機関に支払うことがある。

2 前項本文の規定により奨学金を金融機関の

口座振込とする場合は、奨学生は所定の期日までに奨学金振込口座届を提出しなければならない。

- 3 前項に規定する所定の期日までに奨学金振込口座届の提出がない奨学生は、奨学金の給付を辞退したものとみなし、給付を取り消す。
(給付の取消)

第10条 学長は、前条第3項に定めるもののほか、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の給付を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽が判明した場合
- (2) 休学、退学、学業成績の不良その他の事由により留学が不可能になった場合
- (3) その他素行不良等により奨学生としての適性を欠くと判断した場合

(奨学金の返還)

第11条 学長は、奨学金の給付後において、前条の規定により給付を取り消された奨学生に対し、奨学金の返還を求めることができる。

- 2 学長は、奨学生が留学期間中において、学生の本分にもとる行為等により奨学生として適当でないと判断したときは、奨学金の返還を求めることができる。

(報告義務)

第12条 奨学生は、帰国後2ヶ月以内に健康状況及び海外留学の成果等を、海外短期留学成果報告書（別紙様式2）により、学生相談員、分野主任又はセンター長等を経て学長に報告しなければならない。

(事務)

第13条 奨学金に関する事務は、関係各課の協力を得て事務局国際交流推進室（海外留学担当）において処理する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、2014年12月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2018年11月1日から施行する。

別紙様式 1

海外短期留学申込書 兼 奨学金申請書

年 月 日

京都薬科大学長 殿

申 請 者：所属・年次

学籍番号

氏 名

㊞

学生相談員、分野主任又はセンター長等：

氏 名

㊞

次の海外短期留学に申込みいたします。併せて京都薬科大学海外短期留学奨学金を申請いたします。

留 学 期 間	年 月 日 (出発予定日) ～ 年 月 日 (帰国予定日)
留 学 先 国 名	
留学先大学名	
留学申込理由	
留学への意気込み・留学で学びたいこと	
T O E I C	点 (受験日： / /)
そ の 他 語学能力証明	(受験日： / /)
その他特記事項 (海外経験等)	
保証人誓約欄	年 月 日 上記の留学については、同意していることを誓約します。 住 所 連絡先 (電話番号等) 氏 名 ㊞ (続柄：)

注. ご記入頂きました個人情報は留学生管理事務にのみ使用します。

別紙様式 2

海外短期留学成果報告書

年 月 日

京都薬科大学長 殿

申 請 者：所属・年次

学籍番号

氏 名 ⑩

学生相談員、分野主任又はセンター長等：

氏 名 ⑩

下記の通り報告いたします。

留 学 期 間	年 月 日 (出発日) ～ 年 月 日 (帰国日)
留 学 先 国 名	
留 学 先 大 学 名	
健 康 状 態	
留 学 の 成 果 (留学を通して学んだこと、課題、今後どう活かしていきたいか等)	
今回の留学について 意見、感想等があればご記入ください。	

注 1. この報告書は、帰国後 2 ヶ月以内に学生相談員又は分野主任等を経て事務局国際交流推進室に提出してください。

注 2. ご記入いただきました個人情報は、留学生管理事務にのみ使用します。

12 学校法人京都薬科大学個人情報保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令の趣旨に基づき、学校法人京都薬科大学及び京都薬科大学（以下「本学」という。）が業務上の必要に応じて取得、利用及び保管する個人情報の適切な管理等のために必要な基本的事項を定め、個人情報に関する業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の人格の尊重並びに個人の権利・利益及びプライバシーを保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護法施行令（以下「政令」という。）で定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機（以下「コンピュータ」という。）の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用、個人に販売される商品の購入に際し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者、購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当て、記載、記録されることにより、特定の利用者、購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本

人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、次の各号に掲げる記述等が含まれる個人情報という。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること
- (2) 本人に対して医師等により行われた健康診断等の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
- (5) 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次の各号に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- (1) 特定の個人情報を、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を、容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報という。

6 この規程において「保有個人データ」とは、本学が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

7 この規程において「本人」とは、個人情報

によって識別される特定の個人をいう。

8 この規程において「学生等」とは、京都薬科大学学則及び京都薬科大学大学院学則に規定する学部学生、大学院学生及びそれらに準じる学生等であって、現に本学に在籍又は過去に在籍した者若しくは本学の入学試験の受験者をいう。

9 この規程において「役職員等」とは、現に本学の業務に従事又は過去に従事した者（役員、評議員及び職員を含むが、これに限られない。）をいう。

（基本理念）

第3条 本学は、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

（大学の責務）

第4条 本学は、学生及び役職員等をはじめとする者の個人情報を保護するため、関係法令及びこの規程を遵守するとともに、個人情報の性質及び利用方法を勘案のうえ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 本学の役職員等は、個人情報の取扱いに当たっては、本人の権利・利益及びプライバシーの保護に努めなければならない。

3 本学の役職員等は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏洩し、又は自己若しくは第三者の不当な目的のために使用してはならない。（個人情報総括保護管理者）

第5条 本学に個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学における個人情報の保護及び管理に関する事務を総括する。

第2章 個人情報の管理体制

（個人情報保護管理者）

第6条 本学に個人情報保護管理者を置き、学校法人京都薬科大学経理事務に係る部局等の名称を定める要綱第2条第2項に規定する部局等の長をもって充てる。

（個人情報保護委員会）

第7条 本学に個人情報の保護を適切に行うため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 個人情報の取得、管理、利用、公開又は非公開に関する事項
- (2) 個人情報保護に関する重要事項

(3) 個人情報保護に係る諸規則の制定及び改廃に関する事項

(4) 個人情報保護管理者に対する指導及び助言に関する事項

(5) 個人情報の取扱い等に係る不服申立てに関する事項

(6) 総括保護管理者が必要と認めた事項

（委員会の構成）

第8条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 分野主任 若干名
- (5) 事務局次長
- (6) 課長及び室長 若干名

2 前項第4号及び第6号の委員は、理事長が任命する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項の委員は、再任されることができる。（委員会の委員長及び副委員長）

第9条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、副学長及び事務局長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、副委員長の副学長がその職務を代行する。

（会議）

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者に説明又は意見を求めることができる。

4 委員会の議事については、議事録を作成する。

第3章 個人情報等の取扱い

第1節 個人情報等の利用

（利用目的の特定）

第11条 本学における個人情報の取扱いについては、その利用目的をできる限り特定する。

2 本学は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認

められる範囲を超えないものとする。

(利用目的による制限)

第12条 本学は、あらかじめ本人から同意を得た場合を除き、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて当該個人情報を取り扱わないものとする。

2 本学は、個人情報保護法第2条第5項に定める個人情報取扱事業者から事業を承継することにより個人情報を取得したときは、あらかじめ本人から同意を得た場合を除き、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定は、個人情報保護法第16条第3項に定める場合については、適用しない。

(適正な取得)

第13条 本学は、虚偽その他不正の手段により個人情報を取得しないものとし、要配慮個人情報については、個人情報保護法第17条第2項に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得て取得するものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第14条 本学は、個人情報を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況から利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表するものとする。

2 本学は、前項の定めるもののほか、本人との間において契約を締結することにより契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合等は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

3 本学は、取得した個人情報の利用目的を変更したときは、変更された利用目的について、速やかに本人に通知又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、個人情報保護法第18条第4項に定める場合については、適用しない。

(第三者提供の制限、確認・記録義務の履行)

第15条 本学は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人からの同意を得ずに、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意

が得ることが困難である場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人に同意を得ることが困難である場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置くとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届け出たときは、（なお、個人情報保護委員会への届出は、電子情報処理組織を使用するか、又は所定の届出書及びその記載事項を記録した光ディスクを提出することにより行う。）、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- (5) 前号の本人の求めを受け付ける方法

3 前項の規定は、要配慮個人情報について適用しない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本学が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、次に掲げる項目について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしている場合

- ① 共同利用する個人データが当該特定の者に提供される旨
- ② 共同して利用される個人データの項目
- ③ 共同して利用する者の範囲
- ④ 利用する者の利用目的
- ⑤ 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

5 本学は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、第1項各号に掲げる場合

を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人からの同意を得ずに、当該個人データを第三者に提供しないものとする。

- 6 本学は、個人データの提供を第三者に対して行い、又は第三者から個人データの提供を受けた場合は、個人情報保護法第 25 条及び第 26 条その他関係法令の定めに基づき、適切に確認及び記録義務を履行するものとする。

第 2 節 個人情報等の登録・保管・廃棄

(データ内容の正確性・最新性の確保、消去義務)

- 第 16 条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなった個人データは、遅滞なく適正な方法で廃棄又は消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

- 第 17 条 本学は、取得した個人データの漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(データ管理に関する規則等の整備)

- 第 18 条 前二条に規定する個人データの登録、保管及び廃棄に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 個人情報の管理

(個人情報の適正管理)

- 第 19 条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全管理及び正確性を堅持するため、次の各号に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の改ざん、漏洩、紛失又は毀損を防止すること。
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報 を正確かつ最新の内容に保つこと。
- (3) 保有することが不必要となった情報は、速やかに廃棄又は消去すること。

(個人情報の機械処理の機能の限定)

- 第 20 条 個人情報をコンピュータ等により機械処理するときは、業務上の必要な範囲にその機能を限定しなければならない。

(業務の委託)

- 第 21 条 個人情報保護管理者は、個人データの取扱いの全部又は一部を学外に委託するときは、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項の場合、個人情報保護管理者は、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じて、次の各号に掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 適切な委託先の選定
- (2) 委託契約の締結
- (3) 委託先における個人データ取扱状況の把握

第 5 章 個人情報の開示及び訂正

(保有個人データの開示)

- 第 22 条 本人は、本学が保有する当該本人が識別される保有個人データについて、本学に対し開示の請求をすることができる。

- 2 前項の請求は、保有個人データの内容その他開示請求に必要な事項を明記した文書を、開示請求する保有個人データを保有する個人情報保護管理者に提出して行うものとする。

- 3 第 1 項の請求を受けた個人情報保護管理者は、総括保護管理者の承認を得て、個人情報保護法その他関係法令の定めに従った措置を講じるものとする。

(保有個人データの訂正等)

- 第 23 条 本人は、本学が保有する当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、本学に対し当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）の請求をすることができる。

- 2 前項の請求は、訂正等の請求に必要な事項を明記した文書を、訂正等を請求する保有個人データを保有する個人情報保護管理者に提出して行うものとする。

- 3 第 1 項の請求を受けた個人情報保護管理者は、必要に応じ総括保護管理者の承認を得て、個人情報保護法その他関係法令の定めに従った措置を講じるものとする。

(保有個人データの利用停止等)

- 第 24 条 本人は、本学が保有する当該本人が識別される保有個人データが第 12 条第 1 項の規定に違反して取り扱われているとき又は第 13 条の規定に違反して取得されたものであるときは、本学に対し当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 本人は、本学が保有する当該本人が識別される保有個人データが第 15 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、本学に対し当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

3 前二項の請求は、利用停止等又は第三者への提供の停止の請求に必要な事項を明記した文書を、利用停止等又は第三者への提供の停止を請求する保有個人情報データを保有する個人情報保護管理者に提出して行うものとする。

4 第1項及び第2項の請求を受けた個人情報保護管理者は、必要に応じ総括保護管理者の承認を得て、個人情報保護法その他関係法令の定めに従った措置を講じるものとする。

第6章 不服の申立て

(不服の申立て)

第25条 学生及び役職員等は、個人情報の取扱いに関し、委員会に不服申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。ただし、第22条乃至第24条に定める事項に関する不服の申立ては、第22条乃至第24条の決定に関するものに限りこれを行うことができる。

2 前項の申立ては、不服の内容その他申立てに必要な事項を明記した文書を、委員会に提出して行うものとする。

3 委員会の委員長は、申立てを受けたときは、速やかに総括保護管理者及び当該不服申立事項に関係する個人情報保護管理者と協議のうえ、必要に応じ当該申立て事項について審議するものとするものとし、審議の結果を直ちに総括保護管理者に報告するものとする。

4 総括保護管理者は、前項の委員会の審議結果等を勘案し、申立てが正当であると判断したときは、全ての個人情報保護管理者に対して是正等の勧告を行うとともに、その是正等の内容について、文書等により学生及び役職員等に通知しなければならない。

(調査)

第26条 職員は、個人情報の取扱いに関しこの規程その他法令等に違反があると判断したときは、その事項について速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。

2 前条の報告を受けた総括保護管理者は、本学における個人情報の取扱いがこの規程その他法令等に違反するおそれがあると認めたときは、その事実について速やかに調査し、その結果を委員会に報告するとともに、必要に応じ委員会における審議を要請する。

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、違反の内容等について独自に調査することができる。

(罰則)

第27条 この規程その他法令等に違反した者を懲戒処分とするときは、学校法人京都薬科大学懲戒委員会規程に基づき行う。

(守秘義務)

第28条 総括保護管理者、個人情報保護管理者、委員会の委員及び個人情報に関する業務を担当する役職員等は、公表された事項を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員会における審議又は調査等の委員以外の出席者又は参考人その他関係者についても適用する。

(事務)

第29条 個人情報保護に関する事務は、事務局庶務課において処理する。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附則

この規程（一部改正）は、教室の名称変更に関する規程にもとづき、2008年2月1日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附則

この規程（一部改正）は、職員の名称変更に関する規程にもとづき2009年6月1日から施行する。

附則

この規程（一部改正）は、2016年4月1日から施行する。

附則

この規程（一部改正）は、2017年12月21日から施行し、2017年5月30日から適用する。

13 京都薬科大学学生自治会会則

第1章 総則

- 第1条** 本会は京都薬科大学学生自治会と称する。
- 第2条** 本会は京都薬科大学学生を以て構成する。同学生は全て会員の義務及び権利をもつ。
- 第3条** 本会は自由平等の精神を基とし、学生生活全般の発展向上に寄与する事を目的とする。
- 第4条** 本会はその本部を京都薬科大学内におく。

第2章 組織

- 第5条** 総会および自治委員会を本会の決議機関とする。また、執行部の諮問機関として、キャップ会をおき、予算および執行部が必要と認めた案件については、執行部と各クラブの代表者との合同会議としてキャップ会を開く。
- 第6条** 執行部は自治会役員である自治会委員長、副委員長、書記長、会計部長、渉外部長、学園祭実行委員長、庶務部長で構成される。
- 第7条** 総会および自治委員会の決議執行機関として執行部会をおく。
- 第8条** 本会の事務処理機関として書記部、会計部、渉外部、庶務部をおく。
- 第9条** 書記部は書記一般の事務処理機関とする。
- 第10条** 会計部は会計の事務処理機関とする。
- 第11条** 渉外部は学外の事務処理機関とする。
- 第12条** 庶務部は企画、宣伝、連絡記録などの事務処理機関とする。
- 第13条** 学園祭実行委員長は、各クラブより選出された学園祭実行委員を招集し、学園祭実行委員会を開く。
- 第14条** 学園祭実行委員会の執行部である学園祭実行委員長、副委員長、書記長および会計、運動、文化、庶務の各部長は学園祭実行委員より選出される。
- 第15条** 各部の新設および廃止に関する規則を別に定める。
- 第16条** 本会に会計監査委員会をおく。

第3章 総会

- 第17条** 本会の最高決議機関を総会と定める。
- 第18条** 総会は全会員を以て構成する。
- 第19条** 総会は全会員の2分の1以上の出席によって成立する。但し出席会員が全会員の2

分の1未満3分の1以上の場合は出席会員全員の賛成によって成立する。

総会は出席会員の2分の1以上の賛成を得て決議する。賛否相半ばする時は議長に一任する。

同一議題について各学年大会の決議が全学年を通算して3分の2以上の出席数と出席会員の2分の1以上の賛成を得たものである時はこれは総会の決議とする。但しこの場合は決議後2日以内にこれを会員に告示しなければならない。

第20条 毎年2回春期および秋期に定例総会を開く。

第21条 全会員の10分の1以上の要求または自治委員会の決議ある時、又は自治委員長の必要と認める時総会を開く。

第22条 総会は自治委員長がこれを招集する。

第23条 総会の議長は自治委員長の指名により総会の同意を得てその都度選出する。

第24条 総会を開く時は少なくとも2日前に会員に告示しなければならない。

第25条 総会の成立しない時は直ちに与論聴取会に移行することができる。

第4章 委員会

第26条 自治委員会は自治会委員および自治会執行部を以て構成する。

第27条 自治委員会は自治会委員の2分の1以上の出席によって成立、出席委員の2分の1以上の賛成を得て決議する。
自治委員会の決議は総会の決議に次ぐ権限をもつ。

第28条 定例自治委員会は原則として毎週1回開く。

第29条 自治会委員の4分の1以上の要求がある時、又は自治会委員長の必要と認める時に臨時自治委員会を開く。

第30条 自治委員会の決議事項はその都度全会員に報告しなければならない。

第31条 自治委員会の傍聴は原則として認める。但し自治委員会がこれを拒否する時はこの限りではない。

第32条 自治委員会および執行部会自治会委員長がこれを招集する。

第5章 自治委員

第33条 学園祭実行委員長をのぞく自治会役員

は立候補により全会員の投票により選出する。但し立候補なき場合は自治委員会の推薦により総会の承認を得て決定する。

第34条 自治委員は立候補を原則とする。

第35条 学園祭実行委員長をのぞく自治会役員の選挙は、前年度執行部の指名する選挙管理委員会がこれを管理する。

同委員会より同委員長を選出し、同委員会の代表となる。

同管理委員はこの選挙に対し被選挙権をもたない。

第36条 選挙は告示後2日以後10日以内でなければならない。

第37条 自治会委員長は本会を代表し会務を掌理する。副委員長は自治会委員長を補佐し、必要ある時は同委員長を代理する。

第38条 本会の各部長はそれぞれの部を代表し、その職務を掌理する。

第39条 各執行部員は原則として兼任することができない。但し空枠が急に発生した場合など、やむを得ない場合を自治会が認めた場合は一時的に兼任することができる。

第40条 自治委員の任期は1年とし、原則として毎年4月に選挙を行う。但し選挙管理委員会が変更を必要と認めた場合はこの限りではない。

第41条 選挙管理委員会の指名は選挙の都度行われ、その任期は選挙管理委員長が同委員会の事務処理が全て終了したことを認め、同委員会の解散を宣言するまでとする。

第42条 任期の終わらぬうちに自治委員を辞任する時は自治委員会の承認を得なければならない。

第43条 執行委員に欠員を生じたる時は直ちに自治会委員長の推選により自治委員会が之を承認する。

第44条 総会の決議が執行委員会の解散を要求する時は自治会委員長は執行部を10日以内に解散せねばならない。

第6章 会計

第45条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第46条 本会の経費は会員より徴収する自治会費年額(3,000円)、入会金(2,000円)およびその他の自治会収入を以てこれにあてる。

第47条 毎年の入会金を自治会基本金と定める。

第48条 自治会基本金は自治委員会の承認を得てその一部又は全部を自治会費に組入れることができる。但し自治委員会はその旨を会員

に告示しなければならない。

第49条 毎年3月を会計決算期として会計部長はその結果を会計監査委員会の承認を得て総会に報告しなければならない。

第50条 自治会各部はその予算を出す時、その部の部長に了解を得なければならない。

第51条 会計は会員より要求ある時は必ずこれを公開しなければならない。

第7章 予算

第52条 本学自治会各部の予算は毎年会計部長が立案し、予算委員会にて審議し、総会にて決定する。

第53条 予算委員会は自治会執行部より構成され、自治会委員長がこれを招集する。

第54条 各部は各部長を通じて会計部長迄決算報告並びに予算請求書を提出しなければならない。義務不履行の場合はその処置を予算委員会に任せる。

第55条 会計部長は決算報告、予算請求書並びに会計監査委員会の各部備品報告を元にして予算原案を作製し、予算委員会に提出せねばならない。

第56条 予算委員会は会計部長原案を元にして予算委員会原案を作製する。

第57条 予算委員会原案は自治委員会の承認を得なければならない。

第58条 予算委員会原案を総会に附し、その承認を得て予算を決定する。

第59条 休部中のクラブに交付された大学補助金は過去2年分保管するが、それ以降は自治会費に含む。

第8章 会計監査

第60条 会計監査委員会は、前年度執行部である自治会顧問を以て構成する。前自治会委員長が会計監査委員長を任じ、同委員会を代表する。

第61条 同委員会は自治会各部の決算報告および自治会の主催する催事の決算報告を監査する。

第62条 同委員会は自治会各部の備品を調査し、その報告を会計部長に提出する。

第63条 会計監査委員会は自治会委員長の要請により会計監査委員長が招集し、同委員長を含めて同委員4名以上の出席により成立し出席委員全員の賛意を得て承認する。

第9章 学年自治

第64条 各学年大会をその学年の決議機関とする。

第 65 条 学年大会はその学年の会員を以て構成する。

第 66 条 学年大会の成立および決議は総会に準ずる。

第 67 条 その学年の会員の 10 分の 1 以上の要求のある時、或は自治会委員長の要求する時、又は学年委員長の必要を認める時、学年大会を開く。

第 68 条 学年委員会をその学年の決議執行機関とする。

第 69 条 学年委員会はその学年の自治会委員を以て構成する。

第 70 条 学年大会および学年委員会は学年委員長がこれを招集する。

第 10 章 附 則

第 71 条 本会則は総会の承認を得て変更又は附加することができる。

附 則

1 この会則は、1997 年 4 月 1 日から施行する。